

獨逸ハンザ都市リユーベックの成立について

増田 四郎

序

- 一、九十二世紀に於ける北歐商業
 - 二、リユーベック市の建設
 - 三、Rat 制の成立
 - 四、"Stadluft macht frei."
- 結語

序

「都市」といふ言葉は、歐羅巴の中世文化を考へるものに對してさまざまの興味を惹起さしめる。殊にこれに含まれてゐる社會的・經濟的なる積極的意味は、歐羅巴社會の史的推移の上にも亦新しい或大きな局面展開の基點を想起せしめるものがある。希臘・羅馬の古代世界に於ける都市の活動は姑らく措いて問はず、ゲルマーネンの所謂民族

移動より十二世紀に至る幾百年の長き間、特殊の都市は別として、歐羅巴に於ける殆んど全ての「都市」(Burg, tan, civitas, urbs) は、國により地方によつて、或ひは古代世界の生氣なき形骸としてわづかに宗教的乃至は政治的中心を形成し、或ひは絶えざる外敵の侵略に對する防禦的中心をなす傍らさゝやかなる商取引の市場たる觀を呈する等の差があつたとしても、共にひとしく經濟的・法律的意味に於てそれ自らに獨立せる都市ではなかつたといふも過言ではない。然るに十二世紀、殊には十三世紀以來、南歐に於ては十字軍を、北歐に於ては東獨逸植民及び基督教の東漸を、各々或る意味での契機として、商業の活潑なる活動となり、更には國內の經濟的・政治的事情も伴つて、こゝに新しい意味に於いて經濟的に獨立せる都市成立の機運が熟し、新しく興つた「市民」(Burgenses) なる等族のめざましい活動は都市自治權の獲得となつて表はれ、こゝに法律的にも獨立せる都市が歐羅巴の各地に建設せられ、發生することゝなつたわけである。

尤もかゝる現象は十二・三世紀に至つて突如として起つたのではない。その前後を詳細に顧みるとき、そこにわれわれはこの新局面を産み出す數かぎりなき社會的・經濟的現象を見出すことができる。同時にまた、歐羅巴中世文化の末期を彩る「都市」の文明的推移を靜觀するとき、われわれはそこに流れる歐洲文明の大きな動搖を覺えるとともに、來るべき新しき時代精神を理解する鍵の、その裡に秘められてゐることを見出すであらう。實に中世「都市文明」こそ歐羅巴近世史を飾る市民階級の光輝ある活動精神の母體であるといふことができる。

自治權を有して領主と對立し、常に活動の單位となつて存在した歐羅巴の「都市」なる現象は、歐羅巴自體の歴史に於ける「中世」の一特徴たると同時に、それはまた東洋諸邦の歴史と對比する意味に於ての西洋史の一特色をなす

ものではなからうか。

とはいへわれわれは今こゝに歐洲中世都市一般のもつ特色を描き出さうとするものではない。ひとしく「中世都市」とは呼ぶものゝ、各地方特殊の事情と各國民性の相違によつて、成立せる姿に於ける都市そのものゝ中に自らなる興味ある特徴を表はしてゐることは、後世の他の諸制度に於けると同様、こゝに更めて述べる必要な事實である。併しながらかゝる特色は何故に、また如何にして現はれ來つたのであらうか。換言すれば各國の都市は各々別個の事情を前提として最初よりかゝる特色を約束されてゐたと觀るべきであらうか。或ひはまた大體同一の事情を前提しながら、その成立の過程に於て自らかゝる特異性を招致したと考ふべきであらうか。もし後者の見透しが許さるゝならば、われわれはかゝる特異性の現出を支へる力をいづこに求むべきであらうか。更には又、一國の都市に於ても各都市は夫々個別的特殊性を表はしては居ないであらうか。かくの如くしてわれわれの疑問は限りなく提出せられて行く。

かゝる幾段かの特色をうかゞひ知らんがためには、史學研鑽の初歩にあるわれわれの關心は、須らく史的推移の或る何等かの大いなる基點をなすと思はれるいとも小さき問題の徹底的なる解明に向けられなければならない。われわれが今、前述十二・三世紀に於ける都市文明成立の波に乗じてバルト海の一隅に發生し、後世北歐商業の主體となつて活動する獨逸ハンザの輝やかしき盟主となつたリューベック(Lübeck)といふ一獨逸都市の建設を究めんとする努力も、全くこの意味に外ならない。即ちこの企てによつてわれわれは、リューベック市建設の特殊の姿を知ると同時に、他方に於ては獨逸都市一般の持つ特色の一端をもうかゞはんと欲する次第である。

本論に入るにさき立ち、問題の所在をより明かにし、併せて時代の背景を窺ふ一助として、九世紀より十二世紀に至る獨逸國內、殊には北歐商業の意義を考へて見よう。

基督教化の尊き使命とフランク王國北境確保の必要とによつて、三十餘年の長き歳月に亘つて行はれたカール大帝のザクセン經營は、この地方、わけてもエルベ河以北の地に於ける獨逸商業活動に貢獻するところ大であつたと同時に、その後には於ける北方諸民族の基督教化と、東獨逸植民運動とに力強き基礎を與へたものといふことが出来る。

想ふに南獨下ナウ・ライン兩河の地方につきては姑く問はずとするも、東北國境の諸地方に關しては、九世紀の初め既にそこに獨逸商人とスラーヴェン、アヴァーレン等の諸民族との相當密接な商取引の存在を認めることが出来る。即ち有名な八〇五年のカール大帝の勅令に見える Bardowik, Schuessel, Magdeburg, Erfurt, Hallstadt, Forchheim, Premberg, Regensburg, Iorch 等の地名は、一方に於ては他民族に對する國境要塞であつたとともに、他方に於ては商取引の地方的中心をなす國境市場の顯著なるものであつたと考へられる。

然るに八一四年の大帝の死は、或る意味に於てエルベ以東に於けるフランク王國の政治的進出を鈍らしめる結果となつたのは、また止むを得ざる自然の數であるといはなければならぬ。尤もその子ルードウィヒ (Ludwig d. F. 814—840) による北方教化の努力、殊に多年の懸案ともいふべきハンブルグ大司教區の設置に見るべきものがあつた

としても、その死後に於ける政治的支持力の缺乏と、出沒常なき北方ノルマン民族の侵入は、この地方に於ける商業交易のノルマルな成育を妨止する結果を齎らした。

かくの如くして、信仰・教養・政治三者の渾然たる融合の裡に、統一國家の進むべき道をめざしたカール大帝の政策は、その死後幾許もあらずして早くも破綻を見るに至つた。^(七)即ち政治史上の大問題たる國家分裂については勿論、東北國境の地に於ても、信仰と政治とは最早や共同の歩調がとり得なくなつたのを見る。換言せば、九世紀中期より十二世紀初頭に至る二世紀半の間、ハインリッヒ一世(919—936)及びオットー一世(936—973)によるエルベ・ザール地方の經營及び東北諸民族との交渉を除いては、獨逸の政治的關心は全く國內及び南歐に向けられ、組織的な北方進出の企ては殆んどその跡を絶ち、わづかに殉教の血に燃える眞摯なる一部基督教徒の布教が続けられたに過ぎない。しかしながら北歐異教徒に對するこの倦まざる布教の努力こそ、南歐諸國の聖界に反して獨逸聖界に永く一脈の緊張味を漂はしめ得た大きな原因であつたことを想ふ時、そこにわれわれは精神史上の大いなる興味を覺えざるを得ない。

上述せる如き事情によつて、この二世紀半に亘る時代は、北歐に於ける所謂「基督教化」(Christianisierung)の準備時代ともいひ得るのであつて、布教の獻身的努力に伴ふ商業關係の存在は勿論否定することが出来ないけれども、それ以上に基督教化の運動が問題の核心をなしてゐるのを見る。即ち獨逸一般に文書作製の風が最も廢れた十・十一世紀に關して、^(九)商取引の事實を證する文書の缺乏より直ちにこれを判斷することは、最も危険な企てではあるが、それにしては殘されたる斷片的資料より推して、この期の獨逸商人の活動は、同時代の他民族及び十二世紀末期以降の

彼等自身の活動に比して、決してより、積極的なものではなかつたといふべきである。

かくしてこゝにわれわれは、加特力教會の煩些なる因襲と、土地への附屬を強ひる莊園制度の束縛から未だ醒めぬ西歐羅巴に、潑刺たる國際商業の主演を演じたものとして、南方アラビヤ人と北方ノルマン人の活動を擧げなければならぬ。⁽¹⁰⁾

「北極星が天頂に輝く琥珀の海」として早くより古代人に知られてゐたバルト海の沿岸は、たゞにその琥珀ばかりでなく、「闇の國 *Wied*」と呼ばれる北露の毛皮と共に南歐人の注意を惹いてゐた。而してビザンツの興隆、アラビヤ回教國の驚くべき隆盛は東南歐羅巴及び西南亞細亞をして世界商業の中心たらしめた。この頃以來アラビヤ人其他ビザンツ商人の活動が益々活況を呈し、⁽¹¹⁾一方には地中海を経て南歐に、他方にはヴォルガ・ドゥニエプル兩河を経てバルト海に通ずる商路の發達を見るに至つた。現今歐羅巴諸國の商業用語が多くアラビヤ人の言葉より繼承せられてゐる事實は、中世初期及び中期に於ける東西兩洋商業の仲介者たりしこの民族の重要性を物語るものといへよう。⁽¹²⁾

次に北歐スカンデナヴィアを本國とする瑞典・諾威の諸民族及び丁抹人も、八世紀末以來漸く北海及びバルト海商業に活潑な進出を示して來る。即ち八世紀末より十一世紀前半に及ぶ所謂 *Wikingertage* は、幾度か基督教國の平和を攪亂し布教の努力を水泡に歸せしめたけれども、⁽¹³⁾之を以て直ちに無謀にして野蠻なる海賊の業に過ぎぬと觀ることは許されない。これ等の民族による愛蘭・英蘭・ノルマンデー及び東歐露西亞 (*Russland*) の移住及び建國は、⁽¹⁴⁾

更にまた、上述兩民族の間に伍して北歐商業に重要な地位を占めたものとして、フリースランド人・フランドルン

人・獨逸人及びユダヤ人を看過してはならぬ。殊にフリースランドの羊毛工業は九世紀の初め既に注目すべき發展をとげ、その毛織物は國內市場のみならず遠く瑞典にまでも輸出せられてゐた。^(一五)その後ノルマン民族の掠奪によつてこの地方は大きな經濟的打撃を蒙つたが、十一世紀初頭復興の緒につき、加ふるにこの頃より特に盛んとなつたフランデルンの羊毛工業と共に、毛織物の北歐商業に占むる地位は益々強固となつたわけである。其他諸多の商品がこれ等各地の商人によつて英蘭及び北方諸國に齎らされたことは僅少なる資料より斷片的にうかゞふことが出来る。^(一六)

かくしてこれ等上述せる諸地方の商人によつて、金・裝飾品・絹・絹織物・香料等の東洋の商品、毛皮・蠟・奴隸・琥珀・鷹・干鱈等の露西亞及び北方諸國の物産、武器・甲冑・銅・食鹽・毛織物・葡萄酒・羊毛等の西歐羅巴の物貨が夫々相互に取引せられ、東西兩洋或ひは南北兩歐羅巴の市場に齎らされた。尤も中世初期に於けるこれ等商品の、數量及び交換の密度、従つてまた各商品が全北歐商業に占める意義に至つては、史料の性質より殆んど知る由もない。^(一七)故にこの問題の解決は向後の歴史地理學及び考古學の研究に俟つ所大であるといはなければならぬ。

而してこれ等商品の集散する、所、そこに自らなる商業都市の繁榮を見る。いまかくして繁榮した當時の町々の北歐商業に關係ある主なるものを擧ぐれば次の如くである。

(一) 東歐方面^(一八) Nowgorod, Bulgar, Kiew, Pskow, Wladimir, Perm, Jaroslaw, Witebsk, Pjäsän, Tula, Smolensk, Mohilew, Minsk, Perejaslawez, Krakau, Prag.

(二) 北歐方面^(一九) Birka, Viken, Bergen, Sigtuna, Stockholm, Gotland (Wisby).

(三) 西歐方面^(二〇) Schleswig, Hedely, Magdeburg, Stade, Bardowik, Hainabau, Utrecht, Dorstadt, Truso,

Baku, Jünnre, Bremen, Hamburg, London.

しかしながら、これ等多數の町々の或るものは今はその所在さへ定め難きほどに跡形もなく消滅し、^(二三)或るものは僅かに片田舎の町として古き佛をとゞめ、^(二三)また或るものは近代都市に乗移つて華やかな繁榮を示してゐる。かゝる多くの町々の興亡盛衰は、それ自ら十二・三世紀都市勃興時代の史的意義をネガティヴに暗示するところ大であるといふべきではなからうか。

翻つて獨逸國內の經濟事情を觀るに、中世初期を通じて遍在してゐたグランドヘルシヤント (Grundherrschaft) の社會的經濟的關係は、十・十一世紀の頃漸く內面的變化の萌芽を現はし、複雑な諸事情の發生は、こゝに次に來るべき新しき形態への過渡期を現出せしめた。われわれはその變遷の經過を都市發生の問題に關する限りに於て一瞥しなればならぬ。

想ふに Grundherrschaft は最初より必ずしも自足的な經濟を營んでゐたのではない。領内の過剩物資は、他領乃至は他國の生産品と交換するために市場に持出され、商取引が行はれたことは否むべからざる事實である。即ちエルザス (Elsass) の葡萄酒が九世紀以來ケルンの市場に重要な地位を占めてゐたのを初め、穀物・乾酪・蜂蜜・蠟・家禽・魚類・鹽等が、各地の市場に於て取引せられたことは資料に散在するところである。^(二四)而してまた、これ等國內諸物産の取引の外に、前述せるアラビヤ人・ノルマン人を初め、シリヤ人・ユダヤ人其他南歐諸國の所謂遠隔地商人が各地の商品を國內市場に齎らしてゐたことは勿論である。然らばかゝる交易の中心たる市場とは何であらうか。

少くとも公の市 (Markt) に關していへば、メロヴィング王朝を通じカロリング王朝の初期までは、それは主とし

て土地所有者としての國王が、彼自身の所領内に設けた年市乃至週市の施設であつた。^(二五)かゝる市の開かるゝ處、即ち市場 (Marktplatz) であり、國王は同時にその市場領主 (Marktherr) であつたわけである。然るにカロリング王朝末期、殊にオットー諸帝の時代に入つてより、國王の諸權利が聖俗兩界の貴族に贈與せられる傾向生じ、市場も亦國家權力の保持者としての國王より所謂 Marktrecht としてこれ等貴族に附與せらるゝことゝなつた。かくして Marktregal の關係が発生する。^(二六)かゝる過程を経て、國王の諸權利を實質的・個別的に吸収する大小聖俗諸貴族の特殊勢力こそ、九世紀以降中世獨逸の法制史上に興味ある問題を供するものといはなくてはならぬ。

加ふるにハインリッヒ一世以來、オットー諸帝による都市建設の政策は、動機に於ては、戰時に備へるためのものであつたが、その結果ザクセン其他の地方に建設せられた多數の都市は、^(二七)來るべき新しき時代に對して決定的な素地を與へたものと思ふ。この傾向と並んで、Markt がいはい常設的市場の性質を帯び來たり、經濟事情の變遷に伴ふ農民の市場への移住は、西南獨逸の古き都市には新市區 (Neustadt) の繁榮を來たし、國內各地には新しき市場建設 (Marktgründung) を齎らすことゝなつた。^(二八)またこの頃より起る Marktwang の必要は、公の市場以外の商取引の發達を逆に證するものといふべきであらう。^(二九)

かくの如くして十一・二世紀に入り、獨逸國內には貨幣經濟への過渡期が現出する。かゝる流通經濟的要素の發生については、數限りなき原因が擧げられるであらう。たゞこゝにその著しきものとして、われわれは十・十一世紀以來盛んとなつた Schlesien, Harz, Sachsen, Kärnten, Salzburg, Böhmen, Elsass 等に於ける貴金屬殊に銀の生産^(三〇)と、南歐諸國就中伊太利との密接な交渉を擧ぐるにとゞめよう。流通經濟的要素の普及は、土地經濟即ちグルンド

ヘルンヤフトの内部にも注目すべき變化の萌芽を齎らしめた。農民の土地相續關係の變化、移住者及び手工業者の出現、貨幣による Zins の納付、ヴィリカチオン (Villikation) 制度の解體、土地從屬關係よりの解放、聖界の世俗化、グルンドヘルの企業化、農民地位の向上等はみなひとしくかゝる風潮より生ぜざる變化に外ならない。^(三十一) 尤もこれ等の各の経過は、地方によつて夫々特殊の様態を示してゐるのであつて、一樣に判斷することの極めて危険なるはいふまでもないが、先づ一應は上述の如くいへると思ふ。

九世紀より十二世紀に至る獨逸及び北歐の諸國は、上述せる如く決して「商業なき暗黒世界」でも單なる「未開の地」でもなかつた。われわれはこゝにこの時代に於ける流通經濟的要素の僅少を主張する一般論者の説の妥當ならざるを思ふと同時に、一部論者による貨幣經濟的要素過大視の傾向を警戒せざるを得ない。然らばこの期の商業を如何に特色づけるべきであらうか。

想ふに商品の流通は歴史のあらゆる時代に存在する事實である。従つて流通の有無はそれ自ら時代の特徴を把握する基礎とはなり得ない。われわれは寧ろその流通を支へる背景乃至は *England* にこれを求めなければならぬ。

この時代に於ける遠隔地商人としてのアラビヤ人・シリヤ人・ユダヤ人及びノルマン人の商業につきては、更に夫詳細なる研究に俟つべきであるが、少くともわれわれ當面の問題たる獨逸人に關していへば、彼等の商業が、後世に見る如き商業政策のトレーガー——都市或ひは國家の如き——を缺いてゐたといふことは最も注目すべき要點である。換言すれば當時の獨逸建設都市は、他動的に作られたる都市であり、いはゞ外側の事情——地理的・軍事的・政治的・宗教的——に依つて、各商人の會する市場に過ぎず、それ自ら自治體として有する内面的・積極的な力を缺い

(三三) 従つてまた、當時の商人は或る地方の商人 (mercatores, negotiatores) 即ち個人であつて、或る都市の商人即ち市民 (cives, burgenses) たる意識を欠いてゐたともいへる。かくの如くしてわれわれはこの時代の商業を「トレーガーとしての生ける團體なき商業」として一應特色づけることが出来ると思ふ。(三四)

然るに十二世紀以降に於ける西南獨逸都市の軍事的・政治的勢力の發展、市民階級の自覺は、(三五) 國內政治經濟事情の推移と共に、こゝに全獨逸に自治體としての都市勃興の風を起し、その風潮バルト海の沿岸に及んでいち早くリューベック市の誕生を見るに至つた。われわれは次に自治體としてのリューベック市成立の經過をたづねなければならぬ。

附註

- (一) Einhardi Vita Karoli Magni, c. 7, MG. Schulausgabe, 1927, S. 9 f.; Adami Gesta Hammaburgensis Ecclesiae Pontificum I, 9 (c. 6), Migne: Patrologiae Latinae Tomus CXIV, S. 464 f.
- (二) MG. II, Sect. II, Capit. I, S. 129, Nr. 44, c. 7. 但し J. Kulischer: Allgemeine Wirtschaftsgeschichte, Bd. I, S. 91; AH. Dopsch: Karolingerzeit, Bd. II, S. 196 u. 241 參照。
- (三) Thegan: Ludwig der Fromme, c. 14 (Reclams Ausgabe, Nr. 1996, übers. v. Ernst Meyer, S. 62)
- (四) Vita Anskarii, c. 12, MG. Schulausgabe, 1884, S. 34; Adami Gesta, I, 18 (c. 13), Migne: a. n. O. S. 475.
- (五) A. Kieselbach: Die wirtschaftlichen Grundlagen der deutschen Hanse und die Handelsstellung Hamburgs, Berlin, 1907, S. 13
- (六) ノルマン民族の侵入及び商業に關しては近年優れた研究がなされてゐる。その一端として W. Vogel: Die Nor-

近の著書として A. Hanck の名著 *Kirchengeschichte Deutschlands*, Leipzig 5 Bde. 1896—1913 の第三卷及び第四卷を
導くべきものである。

(1E) Alex. Bugge: a. a. O. S. 227.

(1F) Alex. Bugge: a. a. O. S. 254.

(1G) MG. IL. *Secl. II, Capit. I, S. 123*; *Hansisches Urkundenbuch*, Ed. I, Nr. 2, 8, 13, Bd. III, Nr. 509; *Adami Ge-
sta*, II, 19 (a. 66), *Migne*: a. a. O. S. 513. 但し *Kisselbach*: a. a. O. S. 3, 11; *Sartorius: Urkundliche Geschichte
der deutschen Hanse, Einleitung S. V*; *Alex. Bugge*: a. a. O. S. 231 f. 等を引く。

(1H) J. Kulischer: a. a. O. S. 83 f.; *Hennig*: a. a. O. S. 13 参照。

(1I) 近時バルト海沿岸諸地方に於けるアラビヤ及び獨逸各地鑄貨の莫大なる出土は、當時これ等諸民族の商業活動が豫想以
上は活潑なものであったのを想はせる。これに就いて *Hennig*: a. a. O. S. 11 f.; *Kisselbach*: a. a. O. S. 5 u. 8 を参照
せよ。

(1J) *Hennig*: a. a. O. S. 4 f.; *J. Kulischer: Russische Wirtschaftsgeschichte* Bd. I, 1925, Jena, S. 102 f.

(1K) *Alex. Bugge*: a. a. O. S. 231—235.

(1L) *Friedrich Frhm: Grabungen und Forschungen aus der Wikingerzeit der Schleswiger Landenge (Historische
Zeitschrift, Bd. 151) S. 3 ff.*; *Hennig*: a. a. O. S. 20 f.; *Kisselbach*: a. a. O. S. 4—11.

(1M) 上の主なものの下に *Hedeby (Haddaby, Haedum)*, *Truso*, *Jumne* 及び *Birka* を挙げるものが出来る。この中
Fedeby は今日 *Schleswig* の海岸にありた *グロベ* 及び *Truso* は今日 *Elbing* 近傍と見られる。而して *Adam von
Bremen* の「*ハンブルク教會史*」の隨所に見える *Jumne* 及び *Birka (Björkö)* については、未だその所在に關する定説の
確立を見なう。尚ほまた *Hennig*: a. a. O. S. 15 f. 及び *Adami Gestu*, IV. “*Descriptio Insularum Aquilonis*” (北方諸島

註), (Migne: a. n. O. S. 619—662 所收) の記述を見よ。

(二三) その中特に注意すべき町は Brantorvik (Brantorum vicus) である。ホルムの支流 Hinnenu の畔、今日僅かに二千の人口を有してその名を残すこの町は、われわれの町 Lübeck 建設以前に於ける最も繁榮した北歐商業中心の一つであつた。然るに諸々の政治的・經濟的事情によつて Lübeck 市建設後急激にその存在意義を失つた。この兩都市の盛衰は後述するわれわれの問題に直接興味ある關係を持つてゐる。

(二四) W. Sombart: Der moderne Kapitalismus, 3. Aufl. 1/2, München u. Leipzig, 1919, S. 96 ff. 同註 44 頁 Alf. Dopseh の諸著を見よ。

(二五) S. Rietschel: Markt und Stadt, Leipzig, 1897, S. 13ff.; R. Schröder: Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte, 6. Aufl. Berlin u. Leipzig, 1922, S. 204ff.

(二六) S. Rietschel: a. a. O. S. 19f.

(二七) ハインリッヒ一冊 (919—936) ハロキナー諸著を経ハインリッヒ四冊 (1056—1108) に至る二世紀間の都市建設に關する論文がある。P. Hellwig: Deutsches Städtewesen zur Zeit der Ottonen, Ostrowo, 1975 (Dissertation d. philos. Fakultät d. Univers. Breslau); P. Damm: Beiträge zur Geschichte der deutschen Städte zur Zeit der fränkischen Kaiser, Breslau, 1876 (Dissertation d. philos. Fakultät d. Univers. Breslau)。前者によれば、オットーネン時代の獨逸建設都市一五八を算し、その内譯を見るに、ザックセン一〇三、ロートリンゲン一八、フランケン一九、シユワーベン九、バイエルン九となつてゐる。使用せる史料の性質より見て必ずしも公平なる數字とはいへぬが、ザックセン地方の都市建設の多きに驚かざるを得ない。

(二八) K. Lamprecht: Deutsche Geschichte, 3. Bd. 5. Aufl. Berlin, 1922, S. 34; S. Rietschel: a. a. O. S. 33—50; H. G. Genzler: Deutsche Stadtrechts-Altertümer. Erlangen, 1882, S. 66 ff.

- (二九) S. Rietschel: a. a. O. S. 31 f.
- (三〇) W. Sombart: a. a. O. S. 109.
- (三一) K. Lamprecht: Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter Leipzig, 1885, II. Bd. S. 587 f. (Grundriss des 2. 卷); W. Sombart: a. a. O. S. 103 f.; J. Kulischer: Allgemeine Wirtschaftsgeschichte, I. Bd. S. 106—126. 等参照。
- (三二) Alf. Dopsch: Naturalwirtschaft und Geldwirtschaft, Wien, 1880; F. Rörig: Mittelalterliche Volkswirtschaft, Jena, 1883 (Kießer Vorträge, hrsg. von B. Harms, H. 40) 等参照。
- (三三) P. Darnas: a. a. O. Einleitung I—IV 参照。
- (三四) この表現は或ひは獨斷に過ぎるかも知れない。即ち商人ギルド又は王の特許狀を重視する論者は時代の轉換期を更に遡つて求めるであらう。しかし自治體としての都市發生の風潮により、積極的な新しい意味を見つげんとする筆者には、それ等は法制的興味を興へるのみであらう。一應は問題にならぬと考へたい。尙ほ K. Lamprecht: Deutsche Geschichte, 3. Bd. S. 24 f. 参照。
- (三五) 植村清之助博士、「ヘンリー四世時代の獨逸、特に都市の勃興に就いて」(同博士著「西洋中世史の研究」三三九—三七四頁所收)及び K. Lamprecht: a. a. O. S. 47 f. 参照。

二

バルト海に注ぐトラウヴェ (Traue) 河のほとり、河口より遡ること二十軒、商港ハンブルグの東北に、今日約十萬の人口を擁する「自由なるハンザ都市」リューベックの成立は、この地方の他の諸都市に於けると同様、決して單純

獨逸ハンザ都市リューベックの成立について (増田)

なものではなかつた。前述せる如き長き傳統を持つ北方基督教化の努力と、東北獨逸化てふいはゞ世俗的な運動との二つの大きな動きが相互に働き合ふ中から、この地方の新しき都市の建設が齎らされたのであつて、われわれはまさにこの點に西南諸都市と異なる特色ある成立の過程を認めることができる。然らばこれ等聖俗二つの動きが如何なる交渉と經過を保ちつゝ建設都市 (Gründungsstädte) の成立を齎したのであらうか。われわれは先づ最初にリュールベック市成立の政治的經過をうかがつてみよう。

想ふにリュールベックの建設せられた地方、即ち Holstein から Weichsel 河に至るバルト海沿岸の地は、古くはゲルマン人の故地であつたが、民族移動の頃以來永くスラヴ族の一種 Wenden —— Aboditen, Ranen, Wilzen 等諸部族の總稱——の住する所となつてゐた。従つてこの地方は獨逸人にとつては、彼等の文化をいま一度復興せしむべき運命を擔つてゐたともいへるわけである。^(三六)

カール大帝の經營とその子ルードウィヒの努力によつて、エルベ河右岸にハンブルグ大司教區の設置を見たといへ、これを中心とする教化の實は主として丁抹に限られ、異教徒 Wenden の力強い反抗はこの地方の布教の矛を挫き、十一世紀中期に至るまでは少くとも表面上殆んどその成果の見るべきものがなかつたといふも過言ではない。即ち十世紀中葉より約百年の間に丁抹は全く基督教國に化せられ、Schleswig, Ribe, Aarhus, Wiborg 等の司教區の成立を見たのに反し、Wenden の地方に於てはわづかに Oldenburg (Aldenbourg) 司教區の創設を擧げ得るに過ぎぬ。^(三七)

一方エルベ・ザールの地方を見るに、九六八年早くもマグデブルグ (Magdeburg) に大司教が置かれ、Havelberg,

Brandenburg, Merseburg, Meissen, Zeitz, Posen 等の司教區を管下に統一して東方布教の組織的努力が續けられてゐる。^(三八) かゝる情勢よりして所謂 Wendenland は、十一世紀の中期まではいはず南北兩基督教化の地に挟まれた異教の一地帯を形成してゐたと見られるわけである。

然るに十一世紀中葉以降獨逸人の移住と Wenden 諸貴族の改宗によつて、この地方教化の實が漸く表面化するに至つた。その最初に擧ぐべきは、Abodriten の首長 Gottschalk の改宗である。Adam von Bremen 及び Helmhold の傳ふる所に依れば、^(三九) 彼は最初 Lüneburg の修道院に於て基督教的教育を受けたのであるが、長ずるに及んでその父 Uto (Udo) を殺したザックセン人への反感制し難く、再び異教徒に味方した。然るに偶々丁抹王 Knud 大王の英蘭遠征の事あり、Gottschalk 又この軍に参加して永く彼の地に停まり、大王の女を妃としてこゝに再び基督教に轉じた。かくて一〇四五年彼は故國に基督教の侯國を建設する希望を抱いて歸り、時の丁抹王 Sven、ザックセン公 Bernhard 及び Bremen-Hamburg 大司教 Adalbert 等の協力を得て異教の貴族を破り、Wenden の諸族を従へてオーデル河口までを統一するに至つた。かくして成立した Gottschalk の侯國はその後間もなく異教徒の手によつて破られたけれど、われわれはこゝに彼に協力を與へた上述三つの勢力こそ、この地方の政治的推移を後世までながく支配する根源であることを注意しなければならぬ。

この頃われわれは初めてリューベックの地名に接する。即ち Gottschalk の統一によつて、基督教化の活動が興らうとする形勢に乘じ、去る九八三年の暴動^(四〇)以來荒廢の姿にあつた Oldenburg 司教區先づ再興せられ、更に新たに Ratzeburg, Mecklenburg の二司教區が設置せられた。而してこれ等の司教區は各々その管内に數個所の會堂を持

つてわたのであつて、Oldenburg 司教區内のかゝる會堂所在地の一つこそ即ちリューベックである。^(四一)併し乍ら十一世紀の中期以來かくして文獻上に表はれ來るリューベックは未だわれわれの問題たる都市リューベックとは地理的にも異なる地名である。即ちそれはいはゞリューベック市の前身であつて、後世リューベック市と區別するため、これを“Alt-Lübeck” (Vetus Lubika, Olden-Lubeka) と稱する。

Alt-Lübeck の地は今はその跡形も止めてゐないけれども、資料の傳ふるところに依れば、それは Trave 河の支流 Schwartau が本流に合せんとする所、今日のリューベック市の稍北方に位した Wenden 族の要塞地であつた。^(四二)一四三年新リューベック市建設までの“Lübeck”とはこの Alt-Lübeck を指すに外ならぬ。

一〇六六年 Gottschalk は異教徒の手によつて Lenzon の教會を斃れ、Wendenland は又もや邪教の王 Kruto の支配下に立ち、折角芽生えた基督教の文化は無慘にも破壊せられたが、一〇九三年 Gottschalk の子 Heinrich 丁抹より歸つて父の政權の回復を計り、Ratzeburg 近傍 Smilow の一戦に Kruto を破つて再びこの地方に基督教的侯國の平和を齎らすことが出來た。^(四三)尤もわれわれは戰亂暴動迫害の絶えぬこの地方に、たまたま齎された平時の教化設備を過大視してはならぬ。Alt-Lübeck のちややかなる會堂に屢々滞在して信者の保護に努めた治世三十餘年の Heinrich の歸依こそ、基督教的平和の大いなる保護者の態度であるといふべきであらう。^(四四)

驟つて獨逸殊にザックセンの事情を見るに、ザックセン公 Lothar は一一一〇年 Holstein 伯領を Adolf I. von Schauenburg に封與し、^(四五)これに Holstein 地方に於ける Schauenburg 家活動の基礎が與らされた。^(四六)Wendenland に於ける組織的獨逸化の活動は實にこの Schauenburg 家の努力に端を發すると見ることが出來る。

想ふに北エルベの地は古くよりザックセン公領であつたが、十一世紀の末以來直接の管理が行はれず、ハンブルグに住する Vicegraf の支配する所となつてゐた。従つてその間幾分獨立的氣分を有する特殊の地位を占めてゐたのは拒むべからざる事實である。後世 Schauenburg 家の活動も、この特殊の地位に由來する所多きを想はざるを得な
5。

かくて新しき Holstein 伯 Adolf は先づ Wenden の貴族殊に Heinrich を助けて和平の關係を結び、領土の確保を約し、絶え間なく襲ひ來る Fügen 島の異教徒に對しても幾度か共同の軍を出し、Alt-Itzbeck 市の防禦に努め、基督教徒の保護に當つてゐるのを見る。^(四六) かくの如くしてこの地方は、Sachsen 公 Lothar (後の獨逸國王 Lothar von Supplinburg) 及び Holstein 伯の支持と Heinrich 自身の權力の維持せらるゝ間は、兎に角一應の平和を保つことが出來た。然るに一二七年 “rex in omni Slavonia Nordalbingorum provincia”^(四七) と稱せられた Heinrich 死し、Gottschalk 一族の故地は止むなく丁抹の一貴族 Knud Laward の支配に委ねらるゝことゝなつた。併し乍ら Knud の政權また永からず、一一三一年暗殺せらるゝに及んで漸く不安の度を加へ、^(四八) 更に加ふるに、一一三七年國王 Lothar 死し、その後獨逸國內殊にザックセンを中心として勃發せる政治上の紛争は、^(四九) 一時この地方の經營を顧みる餘地をなからしめたといふことが出來る。とはいへわれわれは、この不安と紛争の間に於ける丁抹勢力の排撃こそ、後にこの地方への獨逸的要素の普及にとつて注目すべき重要性を持つものであることを看過してはならぬ。

國王 Lothar の死と共に Welfen 對 Staufen 兩家の争ひが起る。殊に翌一一三八年五月 Staufen なる Konrad III. 一部諸侯に選ばれて獨逸國王となるに及んでザックセンを中心とする紛争が惹起された。^(五〇) 即ち先王 Lothar の女

婿にして Welfen の出たる Heinrich der Stolze は最初より國王 Konrad に不滿を抱いてゐたが、偶々彼が自ら所領 Bayern にあつて戰鬪中、Nordmark の Markgraf なる Albrecht der Bär は兵をザクセンに入れ、Lothar がその死の直前女婿 Heinrich に讓與せるザクセン侯領を強奪せんと企てた。そのため Holstein 伯 Adolf II. von Schauenburg も亦 Albrecht の味方なる Heinrich von Badewide によつて領地より逐放せらるゝの止むなきに至つた。^(五二) 然るにこの頃かゝる紛争に乗じて異教徒 Wenden の反亂起り、獨逸國內の困亂と同様、Wendenland また諸部族掠奪の巷と化せられた。^(五三) Alt-Lübeck の地が殆んど再興の力なきまでに荒廢に歸せられ、資料より永くその姿を消すに至つたのもこの頃であると思ふ。

然るに一一四二年に至り、五ヶ年に互る北方の騷擾は漸く一段落をつげ、ザクセン公國の形勢も外形上は一應整備の姿を見るに至つた。即ち Heinrich der Stolze の子 Heinrich der Löwe はザクセン公となり、Adolf II. von Schauenburg は再び Holstein の伯領を保ち、一時 Holstein 伯領を領せし Heinrich von Badewide は Wenden 諸族を征して Ratzeburg 伯となり、^(五四) 兩伯はザクセン公の臣となつて Heinrich der Löwe に忠誠を誓ふこととなつたわけである。

かくの如くザクセンの形勢一度整ふや、この地方獨逸化の活動は刮目すべき進展を遂げることが出來た。Adolf II. は先づ永年の戰亂に疲弊せる Wagrien の地の復興を計り、Holstein 及び Stormarn 諸族の移住を求むると共に、他方また西部獨逸殊に Flandern, Holland, Westfalen, Friesland 等の農民に移住を勧誘し、一意領内の經營に努めた。^(五五) 同時に南方 Brandenburg を領する邊境伯 Albrecht der Bär のめざましき進出あり、兩者相俟つて Wen-

denland は日に日に獨逸移民に満たされて行つた。かうした移民達は、新しき希望に充ちて新しき土地に、獨逸民族の新しき村落を作りつゝ、一步一步 Germanisierung の使命を遂行して行く。^(五五) 日毎に増し行く獨逸村落の間に、次の移民への力強き足場となり、近傍一帯の移住民への精神的慰安の中心となつて、輝やかしき未來を約束されつゝ建設せられた新しき町こそ、われわれの都市リューベックである。

一四三年ホルスタイン伯 Adolf II. von Schauenburg は上述せる如き目的に添はんがために、領内 Trave 及び Wackenitz 兩河の合して形成する河州 Buou の地を選んで新しき都市を建設し、當時既に荒れ果てた近傍の町 Al-Lübeck に因んで“Lübeck”と命名した。^(五六) 四面水に圍まれて地の利を得たこの地は、古くは異教の王 Kruto によつて要塞が築かれてゐたといはれる。

かくして建てられたリューベック市の所在を想ふ時、われわれはそこに北海及びバルト海に面する獨逸港灣都市一般の持つ特色をうかゞふことが出来る。即ち當時の港灣都市は海岸に添つて建てられるのではなく、海岸より數哩、船舶の廻航し得べき河川に沿つた奥地に建設せらるゝものが多い。これは一つは海賊の侵入及び海潮の侵害をさける爲めであり、他は當時の商人の經營方法が内國との取引關係を保つ上にかゝる場所を最も適せるものとしたが爲めであらう。^(五七)

新しき町リューベックが建設せられ、日を追つて商業の繁榮を來さんとする頃、國王 Konrad 三世は騎士軍を率ゐて聖地 Palästina に向ひ所謂第二回十字軍を起す。^(五八) この風はまた全ザックセンに弘まり、異教徒 Wenden 諸族を追はんとする氣勢が人々の心にしみ込んで行つた。偶々この頃 Abodriten 族の王 Niklot なる者、ザックセンの形

勢を察して機先を制し、水陸新リューベック市を襲撃して去るや、^(五九)北方十字軍の企ては頓に進捗するに至つた。一四七七年 Heinrich der Löwe はザクセンの兵を率ゐて北上し、丁抹の艦隊と聯合して Dobin の要塞を占領し、他方 Albrecht der Bar の率ゐる一隊は Pomern に入つて Demmin, Stettin 等の要塞に迫り、異教の貴族をして基督教を公認すべきを約さしめることが出来た。^(六〇)世に“Wendekreuzuge”と稱するもの即ちこれである。

かうした北方十字軍の企ては、異教徒の心に深き印象を興へたと共に、獨逸人否基督教徒の偉力を示すことが出来たと見ることが出来る。即ち異教の貴族は相ついで基督教に轉じ、こゝに Hamburg-Bremen 大司教區を中心とする聖界のめざましい活動の領野が展開せられた。^(六一)加ふるに間もなく復興せられたリューベックの町は、外患既に根絶せられ、司教の倦まざる努力と領主の手厚き保護によつて益々市場の繁榮を來たすに至つた。ザクセンの商人達は今やスラヴ族の仲介なくして、この新らしき都市に於て、直接國內の産物を北方諸國の物貨と交易することゝなつたわけである。^(六二)

斯の如きリューベック市の繁榮は、ザクセンの古き市場都市 Bardowik の商業を脅かし、^(六三)またリューベック市近郊 Oldesloe に於ける鹽坑の發見は、古き Lüneburg 鹽坑よりの公 (Herzog) の収入を減少せしめることゝなつた。^(六四)かねてより領内の一廓に日に日に増し行くホルスタイン伯の勢力を心良からず思つてゐたザクセン公 Heinrich der Löwe は、かゝる情勢を看過するに忍びず、強ひて伯 Adolf II. に對しリューベック及び Oldesloe より収入の半ばを要求した。然るに Adolf は直ちに之を拒絶せるを以て、こゝに公伯兩者の間に不和が醸され、若き公 Heinrich をして高壓的手段に出でしむるに至つた。^(六五)

「全ザックセンの地は我が祖先が戦の掟に従ひ、楯と劔ともて獲得せる所、神はそを我に與へ給へり。されば我が命する所、自らこの地に行はるべし」となす若き獅子王 Heinrich は、直ちに伯 Adolf よりリューベックに於ける市場權を剝奪し、市民に生活必需品以外の商取引を禁じ、併せて Oldesloe の鹽坑をさへ埋没せしむることとなり、從來比較的獨立的地位を維持し來つたホルスタイン伯の立場は一朝にして公の支配に服せしめらるゝことゝなつた。^(六六)

このため、リューベック市民の陥つた困窮は甚しかつた。然るに伯 Adolf は飽くまでもこの生氣なき都市を保たんと努めたが、一一五七年計らずも大火を起し、當時未だ木造建築なりし全市は見る影もなき灰燼に歸した。^(六七) 商業の

自由を奪はれ、加ふるに火災の難に遭つた市民は最早や再び同じ場所に都市を復興する氣力を失ひ、ひたすら公 Heinrich der Löwe に歎願して新しき市場の建設を希つた。こゝに於て公は Wacknitz 河の沿岸、Ratzeburg 伯領の地を選び、そこに自らの名に因んで“Löwenstadt”と稱する新都市を建設した。^(六八) 然るにこの地は船舶の出入に不

便にして地の利を得ず、Heinrich は再び伯 Adolf に迫つてリューベックの故地を讓渡すべきを協議した。もはや反抗の無意味なるを悟つた伯は、難なく Heinrich の申込を納れ、十五ヶ年に互るリューベック市の保護はかくしてザックセン公の手に移つて行つた。一度灰燼に歸したリューベックの町は、今や稀れに見る力強き領主の保護の下に復興の一路をたどつた。後世にはゆるリューベック市の建設とは、まさにこの復興第二回の建設に外ならない。

この年(一一五七) Heinrich は先づ Löwenstadt のがれて居た市民をリューベックに呼び返し、又使を北方諸國に派して平和を約し、翌年にかけて都市の復興完成すると共に、貨幣及び關稅の制を定め、また「いとも光榮ある都市法」を制定したといふ。^(六九) この年、即ち一一五八年こそわれわれの都市リューベックの記念すべき新建設(Neugründung-

nung)の年であり、更生の年であるといへよう。

爾來リューベックの町は當時のあわたゞしき政治的事件の渦中にあつて、支配關係の變遷は脱がれ得なかつたといへ、都市自體の成育には致命的な事變もなく發展することが出來た。Heinrichは銳意この町の「富と名譽」の増進を計り、領内に於ける商業の中心たらしめんと努めた^(七〇)。商取引の自由は因より、都市法制の完成に努め、宗教上の諸施設を増す等、「都市建設者」としての彼の功績はその生涯の上に特筆せらるべきものであらう^(七一)。こゝに注意すべきはかうした領主の保護による都市の發達と相並んで、市民の間に早くより大いなる獨立的氣風が芽生えてゐたといふことである。嘗ては驚怖の地であり、荒涼たる野であり、異教徒の住地であつたこの場所を、今や神の榮譽ある都となし、基督教徒の頼るべきBurgとなし得たことに對する市民の誇らかなる自尊心こそ、この都市の今後に於ける特色ある發展の原動力であると見ることが出来る。

これより先き獨逸國王Konrad III.没し、その子Friedrich I. Barbarossa (1152—1190)後を繼ぎ、若き騎士の精神に燃える華やかな政治を布くことゝなつた。Staufen, Welfen 兩家を代表する二人の勝れたる支配者、皇帝Friedrich I.とHeinrich der Löweとは従兄弟の間柄であるが、かゝる血族關係に立てばこそ一度相反するや兩雄並び立たず、戰亂による解決は必然の勢であつたわけである。即ち一一八〇年帝は伊太利遠征に於ける公の不忠を理由として國外放逐を命じた。こゝに於て北獨逸の地は又もや戰禍を蒙つたが、翌年九月公の軍利あらず、リューベックも亦皇帝軍の入城を許した。この一戰により、リューベックの偉大なる建設者たる公は僅かに母系の世襲地Eraunschweig及びLüneburgを保つことを許され、英蘭にその身を避けなければならなくなつた。^(七二)

かくてリューベックの町は、二十餘年に亘る公の保護より離れ、直接獨逸皇帝によつて支配せらるゝこととなり、從來公の收入なりし租税は皇帝とホルスタイン伯 Adolf III. の二分するところとなつた。この頃既に都市の市民的意識の發達に見るべきものあり、領主の保護より離脱してこの地方に稀なる所謂「皇帝都市」となつたことは、いはゞ都市の獨立性と公權的地位の向上を意味するものとして、寧ろ市民の誇りであつたと考へられる。^(七三)皇帝 Friedrich Barbarossa はこの町の支配權を握り、自らの役人を派し、從來の特權を認めると共に外敵を退け、一一八八年九月に至つて重大なる特權狀を附與したといふ。世に“Barbarossaprivileg”と稱せらるゝもの即ちこれである。^(七四)併し乍らこの文書に關しては、その眞偽・内容其他について多くの議論がなされてゐる。その詳細につきては後節に論ずることゝなし、こゝではたゞこの文書がリューベック市初期の法制を論ずるものゝ中心をなす重要な資料であること^(七五)を指摘するに止めよう。

翌一一八九年、追放より歸國した Heinrich der Löwe は兵力を以て一時リューベックの支配權を獲得したが、伯 Adolf III. 及びザクセン公 Bernhard に破られ、都市は再び時の皇帝 Heinrich VI. (1190—1197) の支配に歸した。^(七五)

然るに一一九五年八月、われわれの都市リューベックの建設者 Heinrich der Löwe は Braunschweig の町に淋しく逝き、^(七六)皇帝また間もなく死し、獨逸國內は又もや王位爭奪の混亂時代に入る。Welfen, Staufen 兩家の争ひより起る二重選帝の鬭争、國內の絶えざる反亂、社會的不安等は當然に國境權力の缺除を招き、今まで皇帝の權威を認めてゐた外國勢力をして獨逸領内への侵略を助成せしむる結果となつた。こゝに外國勢力とは北方丁抹その國に外なら

ない。

想ふに丁抹王國は賢王 Knud der Grosse (1014—1035) 以來半世紀の間獨逸と和親の交を維持して來たが、一一八二年 Knud VI. 立つに及び皇帝と不和を生じ、終に忠誠を拒否するに至つた。この頃以來漸く國力の充實と國威の伸張を計る丁抹の勢力が獨逸北境を侵蝕する。Knud VI. は弟 Waldemar をして Dithmarschenland, Holstein に兵を出し、Stellau の會戰に伯 Adolf III. を破り、破竹の勢を以て Hamburg, Ratzeburg, Schwerin 等に迫つた。Nordalbingien の地は今や全く丁抹の権力下に置かれ、獨逸國內より防禦の援軍來らず、掠奪の回避すべからざるを悟つたリューベックの町は一二〇一年難なく丁抹軍の入城を許した(註)。これより二十餘年の間、リューベック市は丁抹の支配下に立つこととなる。

丁抹支配下のリューベックの町は、決してその發達を阻害せらるゝ如き不利な立場にあつたのではない。即ち戰亂おさまつて後、この地方一帯は丁抹王の一族なる Albrecht von Oranünde の伯領となつたが、都市リューベックのみは特殊地域として直接國王の支配を受けてゐた。(七八) 想ふに當時の如き國內紊亂の世にあつては一領主の傀儡たるよりは、強力なる外國勢力の保護の下に安全なる發達を續ける方がより、賢明なる策であつたといふべきであらう。殊に Knud VI. の死後、Waldemar II. の如き稀に見る英主の出現あり、丁抹の東方進出に刮目すべきものゝあつた當時に於ては尙更であるといはねばならぬ。かくしてリューベックは獨逸皇帝より附與せられたといふ特權を、そのまゝ丁抹國王に認めしめつゝ、獨自の發展を示して行つた。

然るに偶々一二三三年に至り、伯 Heinrich von Schwerin を中心とする丁抹支配地解放の運動起り、Lyöe 島の

奇襲に依つて丁抹王の軍敗れるや、バルト海沿岸に於ける丁抹の勢力は俄かに消滅することゝなつた。^(七九)

舊領回復と外國勢力の排除に燃ゆる獨逸諸侯の聯合軍に伍して、完全なる獨立性を保持しつゝ、「自らの意志と自らの經費」によつて兵を出し、丁抹の遠征に看過すべからざる役割を演じた都市こそわれわれの町リューベックであつた。^(八〇) 何故にリューベック市のみがかかる特殊の役割を演じ、また演じ得たのであらうか。この問題は當時の都市制度を推測する上に注目すべき暗示を與へるものと思ふ。

一二二五年、ホルスタインに於ける丁抹の支配權が完全に破れた時、リューベック市を誰の支配下に置くべきかゞ問題となされた。併し乍らこの戰爭に於けるリューベックの特殊の地位は獨逸諸侯の等しく公認する所であつたがために、時の皇帝 Friedrich II. は市民の熱誠なる願望を聽入れ、翌一二二六年六月伊太利より使者を送つてこゝにリューベック市史上最も光輝ある特權を附與することゝなつた。^(八一) この特權狀中特に注意すべきは次の一句である。…
… *concedimus firmiter stantes, ut predicta civitas Lubicensis libera semper sit, videlicet specialis civitas et locus Imperii et ad dominium Imperiale specialiter pertinens, nullo unquam tempore ab ipso speciali dominio separanda; …*” かくの如くしてリューベックの町は皇帝直屬の「帝國自由都市」となり、エルベ以北の地に於ける最初の榮譽を勝得た。Alt-Lübeck の時代は別として、一一四三年 Adolf II. von Schauenburg によつて建設せられてより八十餘年、一一五八年 Heinrich der Löwe による新建設より約七十年、永き政治的變遷の波にもまれ、幾度か戰亂の渦中に投ぜられて苦痛をしのぎ、常に自治權獲得への精進をつゞけて來た甲斐あつて今や自らの力によつてこの榮譽を得ることが出來た。これ以後祝福されたリューベック市にとつてはたゞ絶えざる發展の時代がやつて來

る。

上述せる如きリコーベック市建設の政治的経過の中から、われわれは何を問題として取上げようとするか。また如何なる問題がひそんでゐるのか。われわれはそれを次節で考へて見よう。

- (三六) F. Frensdorff: Die Stadt- und Gerichtsverfassung Lübecks im XII. und XIII. Jahrhundert. Lübeck, 1861, S. 3.
- (三七) Helnoldi Presbyteri Bozoviensis Chronica Slavorum, Lib. I, Cap. 12. (MG. SS. Schnleausgabe, 1909, S. 25). 本書を“Helnold”として引用す。
- (三八) Helnold: I. 11(a. a. O. S. 23)
- (三九) Adami Gesta, II. 66 (a. O. S. 100), Migne: a. a. O. S. 546, III, 18 (a. O. S. 137)—21 (a. O. S. 140), Migne: a. a. O. S. 572—575; Helnold: I. 19—20 (a. a. O. S. 39 f.)
- (四〇) Helnold: I. 16 (a. a. O. S. 35)
- (四一) Max Hoffmann: Geschichte der freien und Hansestadt Lübeck, Lübeck, 1889, S. 10 f.
- (四二) Adami Gesta, Schol. 13: Travenna flumen estquod per Waigros currit in mare Barbarum, juxta quena fluvium nomen unicus est Albere et civitas Lübece. (Migne: a. a. O. S. 509); Helnold: I. 34: Porro in universa Slavia nequum erat ecclesia vel sacerdos, nisi in urbe tantum quae nunc Vetus Lübeck dicitur, (a. a. O. S. 69); ibid. S. 69, Ann. 2: Urbis Olden-Lubeke sita fuit, ubi Swartowe fluvius induit Travenam fluvium.
- (四三) Helnold: I. 22 (a. a. O. S. 45 f.); Adami Gesta, III, 49 (a. O. S. 166) (Migne: a. a. O. S. 595 f.) 卷五十六の二篇を以て
- 4° F. Frensdorff: Die Stadt- und Gerichtsverfassung Lübecks im XII. und XIII. Jahrhundert. Lübeck, 1861, S. 5 f.; M. Hoffmann: a. a. O. S. 11 f.

- (四四) HelmoId: I. 34 (a. a. O. S. 69) 參照。
- (四五) K. Hampe: Deutsche Kaisergeschichte in der Zeit der Salier und Staufer, Leipzig, 2. Aufl. 1912, S. 102
- (四六) HelmoId: I, 36, 46, 47 (a. a. O. S. 70—72, 90—94)
- (四七) Ibid, I, 36 (a. a. O. S. 72)
- (四八) Ibid, I, 50 (a. a. O. S. 99) 但此等 F. Frensdorff: a. a. O. S. 5 參照也。
- (四九) Gebhardts Handbuch der Deutschen Geschichte, 6. Aufl. Hrsg. von Aloys Meister, Bd. I, 1922, S. 401 ff; K Hampe: a. a. O. S. 108 ff. 參照。
- (五〇) Gebhardts Handbuch, Bd. I, S. 403.
- (五一) K. Hampe: a. a. O. S. 109 ff; K. Ploetz: Auszug aus der Geschichte, 20. Aufl., 1929, S. 186 所載の系圖參照。
- (五二) HelmoId: I, 55 (a. a. O. S. 107 ff.)
- (五三) M. Hoffmann: a. a. O. S. 14 ff; F. Frensdorff: a. a. O. S. 6 ff.
- (五四) HelmoId: I, 57 (a. a. O. S. 111): His vero in hunc modum ordinatis Adolphus cepit reedificare castrum Sigberg cinctique illud muro. *Quia autem terra deserta erit, nisi nuntios in omnes regiones, Flandriam scilicet et Hollandiam, Traiectum, Westfaliam, Friesiam, ut, quicumque agrorum penuria ardeantur, veniant cum familiis suis acciperent terram optimam, terram spaciosam, ubere fructibus, redundantem pisce et carne et commoda pascentiarum gratia.*
- (五五) 新しい獨逸都市の建設やれ行く姿を美しく描き出せるものとして次の書を擧ぐらる。G. Freytag: Bilder aus der deutschen Vergangenheit, Leipzig, Bd. I, S. 360 ff
- (五六) HelmoId: I, 57 (a. a. O. S. 112): Post haec venit comes Adolphus ad locum qui dicitur Buou inveniendque ibi vallum *urbis desolatae, quam edificaverunt Cruto Dei tirannus, et insulam amplissimam gemino flumine cinctam. Nam ex una parte*

Trobara, ex altera Wochaniza profectus, habens uterque paludosum et iniviam ripam. Videns igitur industrius vir competentiam loci portumque nobilem cepit illic edificare civitatem vocavitque eam Lubeka, eo quod non longe abesset a veteri portu et civitate, quam Henricus princeps olim constituerat.

(五九) F. Frensdorff: a. a. O. S. 8 参照。

(六〇) 一四四十年 佐野 J. Haller: Von den Karolingern zu den Stauffern, Die altdautsche Kaiserzeit(900—1250), 1934, (Sammlung Göschen, Nr. 1065) S. 85 f. 参照。

(六一) Helmold: I, 62, 63 (a. a. O. S. 118 ff.)

(六二) J. Haller: a. a. O. S. 88 f.; K. Hampe: a. a. O. S. 115; M. Hoffmann: a. a. O. S. 16 等参照。

(六一) の頃聖界にあらはれたる地方の布教に獻身的努力をなせる僧として、われわれは Vieolin 及び Gerold を挙げなければならぬ。殊に前者は戦亂絶えざる初期に於て布教の中心をなせる人、Helmold はよくその詳細なる事績を傳へてゐる。彼は一一四九年 Oldenburg の司教となり、一一五四年に死し、その後任となつたのが Gerold である。尙ほ Vieolin と Heinrich der Löwe との事については F. Frensdorff: a. a. O. S. 15 f. 及び 其後等兩司教の布教上の事績については A. Hauck: Kirchengeschichte Deutschlands. Ed. IV, S. 622 ff. u. S. 643 ff. 等見よ。

(六三) F. Frensdorff: a. a. O. S. 9.

(六四) 前篇註 (一一三) 参照。

(六五) Helmold: I, 76 (a. a. O. S. 145): Una igitur dierum allocutus est dux comitem dieims: Perlatum est ad nos iam pridem, quod civitas nostra Bardewich magnam diminutionem civium patitur propter Lubicense forum, eo quod mercatores omnes eo commigrent. Idem conquerrunt hi qui sunt Luneburg, quod sulcia (= salina 鹽水田) nostra devorata sit propter sulciam, quam cepistis habere Rhodasio.

(六五) Ibid. I, 76 (a. a. O. S. 145); A. Kieselbach: Die wirtschaftlichen Grundlagen der deutschen Hanse und die Handelsstellung Hamburgs, S. 22f.

(六七) Heinrich der Löwe v. Adolf II. von Sachsenburg とその争に於ける前者の處置は、法制史上の興味ある問題を提
ふるに過ぎず。但し、その權限が、たゞその簡單に律に難きを示す好例であるのみ。これに
ついで F. Frensdorff: a. a. O. S. 15f., Erste Anmerkung. Die Stellung Heinrichs in Nordalbingen “ 參照せよ ”。

(六八) Helmold: I, 85 (a. a. O. S. 167f.)

(六九) Helmold: I, 86 (a. a. O. S. 168f.): “ De edificatione Levenstat ” 參照。

(七〇) Helmold: I, 86 (a. a. O. S. 169): *Et transiisti dur nuntios ad civitates et regna aquilonis, Daniam, Suediam, Norve-
giam, Ruicam, offereis eis pacem, ut haberent liberum commercium adveniti civitatem suam Ladbile. Et statuit illic monedam et
theonem et iura civitatis honestissima. Ab eo tempore prosperatum est opus civitatis, et multiplicatus est numerus
aocolarum eius. 是よりして ” iura civitatis honestissima “ といふことについては、参照せよ。また、その後述に詳載
するに、その事。*

(七一) Dehmer: Chronikon ad a. 1170: “ de stad Lubeko beleide sik grot an rikedom unde an eren. ” (F. Frensdorff:
a. a. O. S. 18)

(七二) S. Rietschel: Die Städtepolitik Heinrichs d. Löwen (Historische Zeitschrift, Bd. 102, 1909, S. 227—276); F.
Philippi: Heinrich der Löwe als Beförder von Kunst und Wissenschaft (Hist. Z. Bd. 127, 1923, S. 50—65) 參照。

(七三) Heinrich der Löwe の未開とついで K. Hampe: Heinrichs des Löwen Sturz in politisch-historischer Beur-
teilung (Hist. Z. Bd. 109, 1912, S. 40—82); H. Niese: Der Sturz Heinrichs des Löwen (Hist. Z. Bd. 112, 1914, S. 548
—561); W. v. Giesebrecht: Geschichte der deutschen Kaiserzeit, Bd. V. Abt. 2, Leipzig, 1888, S. 910f. 參照。

- (十三) F. Frensdorff: a. a. O. S. 62 f.
- (十四) Barbarossaprivileg は多數の文書集其他の印刷からなつてゐる。その内わかれが容易に見得るものは F. Ke tgen: Urkunden zur städt. Verfassungsgeschichte, Berlin, 1901, Nr. 153; Altmann-Bernheim: Urkunden z. Verfassungsgeschichte Deutschlands, 5. Aufl. Berlin, S. 408, Nr. 188 等である。
- (十五) 上の書に於けるは Adolf の請書のコンテラキマン世に新なる羅送じの事によつて Arnold: Chronica Slavorum, V, 12 "De deditiōne civitatis Imbikane" (MG. SS. Schnlausgabe, 1930, S. 161 f.) である。
- (十六) Arnold: V, 24 (a. a. O. S. 193)
- (十七) Arnold: VI, II—13 (a. a. O. S. 230—235); D. Schöcker: Die Hansestädte und König Waldemar von Dänemark. Jena, 1879, S. 29 ff.
- (十八) Hansisches Urkundenbuch, Bd. I, Nr. 68 (S. 34); F. Frensdorff: a. a. O. S. 65
- (十九) M. Hoffmann: a. a. O. S. 36 f.
- (二十) F. Frensdorff: a. a. O. S. 67.
- (二十一) Hans. UB. Bd. I, Nr. 205 (S. 64); 尙ほ M. Hoffmann: a. a. O. Anhang, Nr. 2 にはその全文が載せられてゐる。

III

十九世紀の初頭以來思想界のあらゆる方面に力強く表はれた Historismus の波に乗じ、獨逸中世都市の成立に關しても殆んど枚擧に遑まなき多數の研究が發表せられた。その問題のとりあげ方に於ても、こゝ一世紀間に於ける變

遷は極めて興味ある経過を辿つてゐる。^(八三) われわれがいまリューベック市成立の意味を考へるに際し、かくの如き「都市研究の史的経過」を重んずべきは當然ではあるが、また他の一面に於て、かゝる経過から一應離れてわれわれ自身の問題に直面してみるといふ餘地の存することも拒むわけにはゆかない。

想ふに中世獨逸都市が生氣なき古代都市の形骸乃至は農村から脱却して新しき團體意識に目覺め、いはゞ第三階級としての市民 (Bürger) の生ける團體として社會的・文化的單位を構成する史的推移を觀んとするものは、一方に於ては當時の文書並に文獻に表はれる都市そのものゝ社會的地位の向上を窺ふと共に、他方に於ては都市制度の上に現はれる新しき Moment を見つけなければならぬ。蓋し後世永く維持せられた制度の發生こそ、或る意味ではこの邊の事情を最も端的に表明するものであるといふも過言ではなからう。かゝる立場からして、われわれがこゝにとりあげたき問題は次の二つである。即ち一は中世獨逸都市の核心をなし自治體の中心機關を構成してゐたと考へられる“*Rath*”(市參事會)制度の發生を何處に求むべきかといふ問題であり、他は當時の市民の法律生活、換言すれば中世都市生活の特色として擧げられる有名なる法諺“*Stadtuft macht frei*”なる原則が、内容的にいつて如何なる意義をもつてゐたかといふ問題である。この二つの問題はいはゞ楯の両面とも見らるべきものであつて、ともに等しく自治團體としての都市生活の特徴を法制史的に物語るものであるが、いまは便宜上兩者を一應切離して考へてみたい。かくの如くして先づ第一に「*Rath*制度の發生」を、上述せるリューベック市建設の政治的経過を顧みつゝ考察するところが本節の中心問題となるであらう。

當時の史料の上で通常“consules”なる羅旬語を以て表はされる *Rat* の制度は、通説に従へば既に十二世紀の後半に存在し、都市行政の中心をなしてゐたといはれてゐる。^(八三)それはこの頃の日附を有する文書に、漸く *consules* 乃至は *consilium* なる言葉が現はれ初めるところより、逆に推測してこの制度の發生を十二世紀中期に求めんとするものに外ならない。然るに近時史料の嚴正なる批判が企てられ、殊に十二・三世紀都市關係文書の偽作並に改竄が驚くべき多數にのぼることが指摘せられてより、われわれは史料の再吟味を行ふことなくしてかゝる通説に左袒することが出来なくなつたわけである。このことがまたリューベック市の史料にもあてはまることは勿論である。

いはゆる *Alt-Lübeck* の昔は別として、われわれのリューベックの町が東方移民の中心として一四三三年ホルスタイン伯 *Adolf II.* によつて建設せられた當時、果して如何なる制度を有してゐたであらうか。この問題を解くための資料が殆んど残されてゐないのは甚だ残念である。たゞわれわれはわづかに *Helmold* の記述に見える用語例によりそれを推測するの外はない。彼はこの町の建設を述べる章以下數箇所^(八四)に於て、“*castrum*,” “*ubs*” 等の言葉以外に、リューベックを呼ぶに “*civitas*” なる語を以てしてゐる。羅馬時代よりの古き都市は別として、一般に *Helmold* の時代には *civitas* なる言葉は自治體としての條件及び制度を有する都市團體を意味したものであるが、彼の述べる初期のリューベックがかゝる意味に於ける *civitas* を構成してゐたとは考へられない。恐らくそれはかゝる嚴密なる意味に用ひられたものではなからう。尤もその成立の事情より推して、住民の大部分が最初から商業を主要業務とする *mercatores* であり、町自體も屢々 “*forum*” なる語を以て呼ばれてゐる所より、^(八五)外形上統一ある植民地都市の觀を呈してゐたとは考へられるが、未だ伯領から區別された特殊地域たる意識さへ發生せず、ましてや内部の法制が

「自治體」として完成してゐたと見ることはどうしても出来ない。史料の不足よりして、われわれはこれ以上にホルスタイン伯治下のリューベック建設の内容を臆測することは危険であると思ふ。

然るに一一五七年より翌五八年にかけて行はれた Heinrich der Lowe の新建設に至つて漸くその内容を窺ふに足る若干の史料に接する。而してこの頃に至つて初めてリューベックは少くとも外形上「都市」としての條件を完成したのではなからうか。^(八七)即ちこの時に至つて都市は伯の支配から脱して直接公の下に立つと同時に、いはゞ特殊の地域として特別の保護を受けたといふことだけは否定することが出来ない。併しわれわれの關心は寧ろその當時に於ける都市内部の構造に向けられなければならぬ。

前節にも述べた如く、Helmold は Heinrich d. L. による建設の事情を記すに、*Et statuit monetam et thelo-*
neum et iura civitatis honestissima.^(八八)なる語を以てしてゐる。こゝに所謂 *„iura civitatis honestissima”* とは果して何を指すのであらうか。われわれはこれを直ちにリューベック都市法の内容をなす諸権利なりと推定して誤なしといひ得るであらうか。もし誤なしとするならば、その内容を窺ふに足るべき他の史料が存するであらうか。またもしかゝる史料が存するとするならば、その中から *consules* 即ち *Rat* 制度の起源をさぐるべき何等かの手がかりが見つかりはしないか。數多き獨逸都市のうちにて、最も早く *Rat* 制の發生した都市の一つといはれるリューベック市に關する限り、これ等の問題は甚だ興味深きものといはざるを得ない。

Helmold のこの一句と關聯して直ちに想起せらるゝのは、一一八八年九月皇帝 Friedrich I. がこの町に附與したといはれる劃期的な特權狀、即ち所謂 *„Barbarossaprivileg.”*^(八九) 中に見出さるゝ次の句である。^(九〇)

“*Insuper oportunitatibus eorum acquiescentes, omnia iura que prius loci fundator Henricus quondam dux Saxonie eis concessit et privilegio suo firmavit nos eiam ipsis concessimus: ……*”

この句を文字通りに解する時は、嘗て Heinrich der Löwe がこの町の新建設に際して附與した特權を、一一八八年に至つてそのまゝ皇帝が再認せるものゝ如くに思はれる。従つてかゝる見解よりする從來の論者は、十八箇條より成る Barbarossaprivileg に即ちこれ一一五八年リューベック再建當時の法制、換言すれば Helmold の所謂 “*iura civitatis honestissima*” を何等かの意味に於て内容的に物語るものであるとなすわけである。その代表者としてわれわれは中世都市法制史研究の一方の權威 Siegfried Rietschel を挙げなければならぬ。

一九〇八年伯林に開催せられた國際歴史家會議の席上、彼の行つた「Heinrich der Löwe の都市政策」と題する報告は、^(九一)かゝる見解を最も明確に積極的に表明するものであり、従つてまたそれだけ中世都市研究の史家に多大の興味と刺戟とを興へた。われわれは先づ Fat 制度に關聯して彼の所説を窺つてみよう。

Rietschel は先づ Heinrich der Löwe によつて建設せられたといはるゝ四つの都市、即ち München, Lübeck, Schwerin 及び Hagenstadt Braunschweig の各々建設當初に於ける都市法制を今日殘存する幾らかの史料より推測し、その間に現はれるこれ等四都市の法制が、同時代の他の獨逸都市に比し特に新しき顯著なる特色を示してゐる點を見つげようと企てる。こゝに注意すべきはこれ等四都市はすべて Heinrich der Löwe 建設當時のオリヂナルな史料を缺くといふ一事である。従つてこの問題の解明には常に史料の嚴正なる批判が伴はねばならぬのであつて、Rietschel 自身^(九二)が「そこに數多くの不明なる影の存する」ことを認めてゐる。リューベックに關していへばわ

れわれの推論の中心史料たる Barbarossaprivileg の眞偽が先づ最初に問はれなくてはならぬであらう。從來全く疑問をさしはさまれなかつたこの文書の眞實性が、書體の比較研究並びに印璽學の發達によつて近時漸く疑問視されるに至つた。Rietschel 自らも決してこの疑問を無視したわけではなかつたが、^(九三)それにも不拘彼は Scherwin 及び Braunschweig に於ける史料傳承の状態より推して、Barbarossaprivileg それ自體の成立に關する考證は深く顧みず、直ちにこの文書の内容が事實上 Heinrich der Löwe の特權狀を再現せるものであることを信じた。かくして彼は、München に關しては一二九四年九月十九日附の所謂 „Rudolphinum“ と呼ばれる Rudolf I. の文書を、^(九四)リューベックに於ては Barbarossaprivileg を、Scherwin に於てはその娘都市 (Tochterstädte) の殘存都市法を、^(九五)また Braunschweig に於ては Otto das Kind によつて附與せられた有名なる „Jura Indagini“ を、^(九六)それぞれ推論の根據としてとり上げ、比較研究することによつて、こゝに注目すべき結論を導き出したわけである。

Rietschel によれば、都市の Rat 制が何時如何にして發生したか、その起源を何に求むべきか、また如何なる種類の都市に最初に發生したかといふ如きは要するに問題の設定の仕方によつて異つた結論に達するものである。從來の論争はいはゞ法制史的にこの制度の萌芽を出來得る限り遡つて探らんとしたものであつて、Schöffengericht や Gild の制度が Rat 制起源の問題と關聯して論議せられたのは全くこの故に外ならない。これに反してかゝる一般的な問題とは別に、極めて狹義にこの制度を解し、古くは „consules“ と呼ばれ、後には „Rat“ なる獨逸語によつて全獨逸に弘まつた獨逸都市の geschlossene にして全く einheitlich な法制それ自體の、史料への表はれ方を研究するといふ立場も確かに存するであらうといふのがその出發點である。^(九七)従つて彼は、consules なる名稱はそれ

以前から既に存した制度に新しく命名したものに過ぎぬといふ見解を捨て、一應はこの名稱の出現を以て即ちこれ *Rat* 制度の發生なりと考へてゆくわけである。^(九八)

かくの如くして彼は *consules* なる語の最初に表はるゝ史料を探索することの必要なるを述べ、從來かゝる史料として一般に信じられ來つた *Westfalia* の諸都市、殊に *Soest* 及び *Medebach* の文書に見える記述は、文書日附當時の原文に非ざることを指摘し、結局「今日の研究ではわれわれに “*consules*” なるものゝ活動を示してくれる最古の都市史料は、恐らくは *Heinrich der Löwe* が *Lübeck*, *Hagenstadt*, *Braunschweig* 並びに *Schwerin* に附與した都市法であらう」と判断する。而して彼はかゝる判断から進んで、「以上のことを以て *Heinrich* は *Rat* 制度の創始者であるといふ早計な結論を出すことは史料の缺乏より見て疑はしいといへるかも知れない。併し乍ら彼 *Heinrich der Löwe* が、この制度の成立並びに普及の時代に於けるそのいとも熱心なる促進者であつたといふことだけは何人も疑ひ得ない所であらう」と結んでゐる。^(一〇四)

Rietschel のこの結論は決して斷言的なものではないが、同時代の他の都市に比して奇しくもこの四都市のみが共通の特色、新しき制度の存在を物語る如き史料を有してゐる所より、偉大なる若き支配者 *Heinrich* の都市政策にこの事實を結びつけ、そこに獅子王その人の人格を基礎として史實の見直しを行はんとする「新しき見方」であり、その限りに於て *Rat* 制起源論も従來の論争の歸趨とは別に新しき領野が與へられたと見ることが出来る。

併し乍ら *Rietschel* の所論は *Heinrich der Löwe* について個人人格の働きに何らかの新しき *Element* を求めんとするに急なるために、他の都市に於ける場合に反し、*Heinrich* 自身の都市に關する史料の批判が未だ充分でなかつ

た憾のあることを拒むわけには行かない。即ち自ら見付けた結論の美しさに惹かれて、従來の問題をいはゞ一色に塗りつぶしたのではないかと考へられる。従つてわれわれは今一度 Heinrich によつて建設せられた都市、殊にリュベックの史料についての嚴正なる批判を探らねばならぬ。

Rietschel によつて提出せられた「新しき解釋」に充分の敬意と理解とを示し乍ら、全く史料の眞實性 (Echtheit) の批判から入つて詳細な研究を遂げ、結果に於ては彼とは逆に、史的推移の大きな流れの中に Rat 制度の發生を浮び上らせ、意味づけようと企てたものとして、われわれは先づ Hermann Bloch の研究を擧げなければならぬ⁽¹⁰⁵⁾。Bloch のこの論文は表題の示す如く所謂 Barbarossaprivileg の史料批判を中心とするものではあるが、これを基點として獨逸中世都市一般に於ける Rat 制起源論にまで問題を展開せしめるものであり、その意味に於てわれわれに示教する所甚だ大なるものがあるといはざるを得ない。

嘗て Rietschel が注意を促し乍らも、自らは深く顧みなかつた Wibel, Kaiser 等に於る Barbarossaprivileg の外形的批判は⁽¹⁰⁶⁾、再び Bloch によつてとり上げられ、その論述の出發點として重要視せらるゝことゝなつた。即ち Wibel の研究によつて當文書の印璽が Friedrich I. のものではなく後年の僞作なることが明かにせられ、更に Kaiser によつてその書體が圖らずも一二〇四年・一二二二年・及び一二二五年の三文書と全然同一人の筆蹟なることが指摘せられた所より、Bloch は先づこの文書が (一) Original ではなく、(二) 皇帝の Kanzlei に存したものでなければ、(三) また一一八八年當時の作製でもない。恐らくは一二二二—一二二五年の頃に生存した人の作製にかゝるものであらうと推測した⁽¹⁰⁷⁾。斯くしてわれわれの關心の中心たるべき Barbarossaprivileg は、その作製

の年度・場所及び作製者等の點より見て著るしくその史料價値を減ぜしめられたわけである。

然らば次に、この文書の内容が Lübeck 市初期の法制、別けても Rat 制度の起源を探る上に幾許の價値を有するものであらうか。こゝに一轉してわれわれは文書の内容批判に向はねばならぬ。

想ふに前述せる Arnold の記述⁽¹¹¹⁾によつて、一一八八年當時何等かの形をもつ特權狀がリューベックに附與せられたといふことだけは疑ひ得ない事實であらう。併しそれが Heinrich der Löwe による建設當初の特權狀と如何なる關係を有したかは全く知る由もない。従つて殘されたる問題は、一一八八年當時のオリヂナルな文書と、後年、恐らくは一二二五年頃の僞作なりと推定せらるゝ所謂 Barbarossaprivileg との内容上の關聯如何といふ問題である。このためには同時代の他の都市文書との比較研究がなされなければならぬ。かくすることによつて、當文書の「僞作」の意味が初めて明かにせられるであらう。

一二二五年、Heinrich Borwin I. von Mecklenburg が Gadebusch の町に附與した特權狀は、かゝる問題を解くために興味ある暗示を與へるものである。それに依れば Heinrich Borwin I. は「嘗て皇帝 Friedrich がリューベックの市民に對し、またこれを繼受せる丁抹王 Waldemar が Molin の市民に對し認めたと同内容の「自由を許可したと記されてゐる⁽¹¹²⁾。Molin 市文書の亡佚せる今日、われわれは Gadebusch 市文書を Barbarossaprivileg と比較することによつて、一一八八年當時の特權狀の内容を間接に窺はねばならぬ。Bloch はこの點に着目して兩者の細密なる比較をなし、Barbarossaprivileg の §§. 2, 4, 5, 6, 7, 10, 11, 13, 16 等の各條に現はれる規定並びに用語例の類似を指摘する傍ら、他方、兩者の規定の構造、殊に Rat 制に關する規定に於て注目すべき差違の存すること

を明かにした。即ち都市の治安維持、度量衡・貨幣・生活必需品等の取締は兩文書の共に定むる所ではあるが、その規定の構造を一般的に觀察する時、Gadebuschの方がより *ursprünglich* な姿を示し、リューベックの方がより、發達せる形式を備へてゐることがわかる。^(一四) 即ち前者がいはい諸規定の雜然たる併列なるに反し、後者は規定の各條が一定のシステムに従つて配列せられ、まとまつた一つの都市法の體裁を示してゐる。而も前者にあつては都市固有の裁判權に關しては未だ“consules”の活動現はれず、わづかに“index”の存在を見るに過ぎぬのに反し、後者によればリューベックでは既にRat裁判が完成の域に達してゐるのを見る。こゝに於てBlochは「Gadebuschの文書は一一八八年のリューベックの原本文書に準據して成つたものであり、リューベックのBarbarossaprivilegは二二五年頃、時勢の要求に合するやうに改竄(umarbeiten)されたものであるといひ得ると思ふ」と道破した。

この判断はまたリューベックと類似せる商業都市にしてしかもリューベック都市法を繼受したHamburgの新建設に關する一一八九年の文書と比較することによつても裏書きせられる所である。^(一五) 即ちGadebuschの如き小都市は兎も角、當時としてはリューベックを凌ぐ北歐の古き町Hamburgの文書にも十二世紀に於ては未だRatの規定を見出し得ない。

以上の推論より Bloch の到達した結論を略言すれば、

(一)皇帝 Friedrich I. は先づ一般的にリューベック市民に對し、Hamburg, Gadebusch 等の文書に見えたと類似せる特權を附與した。

(二)而して一二二五年頃の改竄によつて“cives”なる文字が“consules”と改められた。それは丁度 Mede-

Rath に關してわれわれが先きに見た所と同様である。^(一六) 従つてその頃以來 Rath 制度が全市民の行政機關として活動する域に達したものと云ふことが出来る。

かくして *Barbarossaprivileg* は、形式的にも内容的にも十三世紀前期の僞作乃至は改竄なることが明かにせられ、そのみを以てしては最早や一一八八年にリューベックに *consules (Rat)* の制度が存したといふ證據にはならぬこととなる。況んやこの内容がそのまゝ *Heinrich der Löwe* によつて興へられた法制なりと考へることは不可能といふべきであらう。然らばリューベックに於て Rath 制の存在を認むべき最古の史料はいづこまで遡り得るであらうか。この間に答ふる唯一の史料としてわれわれは一二〇一年五月十二日の日附を有する司教 *Diétrich* の文書を掲げることが出来る。^(一七) 原本たるこの文書に、五名の "*consules Lubicensis*" を掲げてゐることは、^(一八) 當時この町に明かに Rath 制の存在した動かすべからざる證據であると思ふ。而してまた、制度としての Rath 設置の問題は兎に角、一二〇一年に事實上そのメンバーが存したといふ一事は、この町否獨逸都市一般に於ける Rath 制發生史上まことに看過すべからざる問題を含むと考へたい。

この問題は後述に譲るとして、いましばらく Bloch の所論を顧みよう。彼は進んでリューベック法を繼受せる所謂「娘都市」の市法を顧み、またその *Schwesterstädte* たる *Schwerin*, *Hagenstadt Braunschweig* 等の史料批判^(一九) を行ひ、更にはリューベックの母法となつた *Soest* 市文書を吟味せる結果、*Welfen* 家に關係ある獨逸都市に於て^(二〇) Rath 制の存在を證する史料は、一二〇一年のリューベックの文書を最古としてすべて十三世紀の初期殊に二十年代以後のものであり、十二世紀の史料には斷じてその根跡を認め得ぬことを立證した。^(二一) かくして彼は、消極的には *Wel-*

fen 諸侯、殊に Heinrich der Löwe の如き支配者人格乃至は意識的な政策にこの制度の起源を求めんとする。Rietschel の「新しき解釋」に反駁の矢を放つと共に、他方積極的には Basel, Strassburg, Speier, Worms 等の如き古き西南獨逸都市に十二世紀以來存した“consilium”乃至は“indices”の制度にRatの起源を求め得るとなし、こゝに於ていはゞ一種の通説(二三)にその論述の歸結を求めんとするものゝ如くである。

想ふに先きに見た Rietschel の見解は、史的推移の上に表はれる歴史人格の創造力を重んじ、新しき生命を明確に把握せんとする企てとあり、Bloch の論述は一事象の由來を發生史的(Genesisch)に究めて發展の過程を導かんとする態度であると云へる。この二つの態度は史家の論争に屢々見受けられる根本的な對立ではあるが、兩者はわれわれ當面の問題に關していへば、一方に於てRatの制度がリューベックの町に極めて早くより存した理由を考察すると共に、他方に於ては獨逸都市一般に擴がり行くこの制度發生の傾向を窺ひ、兩現象を比較考察することによつて、或る程度の結合が得られるのではなからうか。われわれは最後にこの問題を考へてみたい。

從來獨逸都市に於けるRat制の最古の實例として擧げられ來つた多くの都市文書は、みな等しく十三世紀の僞作乃至は改竄なることが立證せられた。然らば獨逸に於て“consules”の存在を證する比較的初期の眞正なる文書は如何なる都市に見出さるゝであらうか。いま主としてF. Keutgenの史料集を通じてこの邊の事情を表示すれば次の如くである。

年次	都市名	出典
1196	Utrecht	Bloch: a. a. O. S. 26.

獨逸ハンザ都市リューベックの成立についで (増田)

1198	Lippstadt	Keutgen: Nr. 142. (1110)
1201	Lübbeck	Keutgen: Nr. 143.
1213	Hamm	Keutgen: Nr. 139.
1213	Soest	Keutgen: Nr. 127.
1214	Strassburg	Keutgen: Nr. 107 b.
1215	Stendal	Keutgen: Nr. 134.
1218	Bern	Gengler: D. S.R. S. 382.
1218	Rostock	Bloch: a. a. O. S. 18.
1218/25	Schwerin	Bloch: a. a. O. S. 27.
1220/26	Marca	Keutgen: Nr. 164.
1221	Wien	Bloch: a. a. O. S. 27.
1225	Bremen	Bloch: a. a. O. S. 27. (111E)
1225	Hamburg	Frensdorff: Studien II. (111F)
1227	Braunschweig	Bloch: a. a. O. S. 27.
ca. 1229	Göttingen	Altmann-Bertheim: Nr. 158. (111K)
1232	Kulm	Keutgen: Nr. 113.
1232	Worms	VB. d. Stadt G. I. Nr. 513.
1233	Goslar	Keutgen: Nr. 149.
1237/47	Hanneln	

これ等諸都市の外、こゝに最も問題となるは *Freiburg i. B.* である。大別して四つの部分より成る長文のこの都市法は順次年をおつて追加せられたものであり、その各々の成立年次に關しては多くの議論がなされてゐる。たゞ併し、上掲都市に伍して獨逸に於て最も早く *Einort* 制の成立を見たもの一つであるとなすことは大過なき見解であら

う。

Basel, Strassburg, Speier, Worms 等に於ける *consiliarii, rectores* 乃至は *indices* が實質上 *Rat* と同様の機能を持つ都市制度であつたかどうか、即ち換言すれば法制史的に *Rat* 制度の起源を遡り求めることは姑く措き、後世 *Rat* と呼ばれた *consules* に關する限りに於て、われわれは上掲せる如き一般的傾向を見る。而してこの傾向を靜觀するとき、この制度の起源を探る興味以上に、そこに何等かの意味に於ける時代の新しくも力強い轉換を感得せずには居られないであらう。即ち長き歲月に亘つていはゞ地理的な都邑又は聚落に過ぎなかつた町々が、十三世紀初頭殊にその二十年代以降躍如として地方自治權の獲得にひたすらなる努力を表はし、その結果こゝに *Rat* を中心とする自治團體の完成を見るに至つた。尤もかゝる努力は一部發達せる都市の市民によつて意識的に行はれたものであり、多數の内國小都市は單に市法繼承の形によつて *traditional* にこの制度を受入れたものであつたかも知れぬ。この邊の事情は中世都市の團體意識を考へる上に興味ある問題を提するものであると思ふが、今は暫くこれには觸れぬ。要するに中世都市の核心をなす *Rat* の制度は、十三世紀初頭にその萌芽を表はし、その後半期に及んでは殆んど全獨逸の地にあまねく普及することゝなつた。このことのみを以てしても十三世紀が獨逸都市の發展史上に持つ意義は大なりといはざるを得ない。

以上の如き *Rat* 制普及の一般的傾向の中に、われわれの新建設都市リューベックが何故にかくも早く、他の古き諸都市にさきがけてこの制度をとり入れ得たのであらうか。リューベック市成立の過程を顧みる時、比較的容易にこの事情を會得することが出來よう。

前節の記述によつて既に明かなる如く、リューベックの町はその建設の當初より人爲的な要素を多分に含んでゐた。即ち十二世紀後半以來特に顯著となつた東方植民の動きに乗じて、荒涼たる異教の地に擴がり行く獨逸移民の中心たることがその建設の動機であり、従つてその市民の大部分は Westfalen, Niedersachsen 等の諸地方より來れる移民より成つてゐた。^(一三二) 加ふるに幾度か兵火に罹つては焼土と化せられ、その都度支配者の變遷に遇ひながらも、よく異教徒に對する不安と恐怖に打克つて一路商業都市完成への精進を続け來つたはゞ投機的な町であつた。この人爲的にして投機的なる點に於て、長き歲月を積んで自らなる地域團體より自然に生成し來つた古き西南都市とは、凡そ異なる面目を示してゐたといはざるを得ない。而してまたこの點こそリューベックに極めて早く Rat 制度の發生を見た大きな原因ではなかつたらうか。

まづ一一五八年、大火の後を受けて優れたる支配者獅子王 Heinrich の保護の下に商業都市として復興した所謂「リューベックの新建設」とは、果して具體的には何を意味し、如何なる内容を持つものであらうか。引續き東北諸地方に現はれた多數の建設都市 (Gründungsstädte) の史料を顧みることによつて、この邊の事情を推測して見よう。^(一三〇) 想ふに都市の建設は支配者の許可と保護に俟つべきは當然ではあるが、彼自ら手を下した事業でないことはいふまでもない。リューベックに於てこれに關する適確なる史料の缺乏は早計なる判斷を許さぬものではあるが、後世に見らるゝこの町の土地及び家屋の所有關係その他より考へて、^(一三一) 恐らく他の建設都市同様、先づ Heinrich der Löwe が有力なる若干の市民に都市建設の事業を請負はしめ、その代償として彼等に都市の地割、家屋等より上る賃貸料收益權を附與したものと考へられる。而してかゝる市民の一團は “Locatores” と呼ばれた。^(一三二) リューベックに於ける Locato-

res は Westfalen, Niedersachsen 等より出でた富裕なる遠隔地商人乃至は大商人より成る一團であつたであらう。彼等はこの新しき商業都市建設に對する投資の危険を負ひつゝも、將來の發展を見越したいはゞ一種の投機的精神に燃えて、領主より廣範なる都市自由を保證されつゝ因襲なきこの地に全く合理的・計畫的な都市の建設を遂行した。かくて彼等の目指す所は飽くまでも經濟的利益の追求であつたわけで、従つてわれわれはリューベック市建設の成果に於ける領主獅子王の努力の反面に、潑刺として動く西南獨逸市民の企業家的精神を看過するわけにはゆかぬ。而してかゝる企業家組合 (Unternehmenskonsortium) の構成員、即ち Locatores こそ後に Rat のメンバーとして登場したものに外ならない。^(一三三)このことは十三世紀中葉に存した Gründerfamilien が多く Rat の構成に參與してゐる事實に徴しても明かであると思ふ。

西南獨逸の古き都市には都市領主としての司教の勢力強く、市民の新しき精神を古き因襲によつて抑壓する傾向の甚しかつたのに反し、新しき建設都市たるリューベックに於てはかゝる Tradition 全く存せず、従つて企業家團體の新しき精神がそれだけ自由に活躍する場面を得たかの如き感がある。尤もその反面には、かゝる企業者の活動が移住民たる一般市民に對しては、多分に aristokratisch な色彩を帯びてゐたと考へられるむきもある。^(一三四)而してまさにこの點よりわれわれは、リューベック建設以來これ等企业家組合が都市の實權を握つた事實を想像し得ると共に、十三世紀初頭、殊に一二二五年、丁抹勢力の排除を動因とする市民意識の發生乃至は促進は、從來の企業家組合たる市民的、貴族中心の Rat をそのまま團體としての都市の中心機關たる Rat にまで發展せしめたものと考へる。即ち多分に貴族的なりし都制が、こゝに轉じて demokratisch な要素を是認せざるを得ない時勢を呈したかの如き觀がある。

かく解することによつてわれわれは、リューベックに極めて早くこの制度の存在を證する史料殘存の理由を一應は説明し得たと信ずると同時に、獨逸中世都市一般に對してこの町の有する特色の一斑を窺ひ得ると思ふ。而してまたかゝる見解をとる限りに於て、Heinrich der Löwe の個人人格を重んずる G. Rietschel の所論も、Barbarossaprivileg の偽作を指摘する H. Bloch の研究も、共にひとしく或る意味に於ける存在理由を主張し得るのではなからうか。即ち前者は史實に推測を加味し過ぎた憾のあるに反し、後者は余りにも殘存史料にのみ束縛せられてリューベック市史の他の一面を看過した感が深い。たゞ上述の如く解することによつて初めてわれわれは、兩者をわれわれ自身の見解に包括せしめ得ると思ふ。

(八二) これについては宮下孝吉氏の次の二論文を参照せよ。「中世獨逸都市制度研究序論」〔社會經濟史學〕三卷八號所載、

「中世獨逸都市制度の成立に關する研究——ルートドルフ・ゾームの市場法説に就きて——」〔國民經濟雜誌〕四十三卷五・六

號、四十四卷二・三・四號所載)

(八三) R. Schröder: Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte, 6. Aufl. 1922, S. 692f.; G. v. Below: Die Entstehung der deutschen Stadtgemeinde, Düsseldorf, 1889, S. 100 f.; Al. Meister: Deutsche Verfassungsgeschichte (Grundriss II, 3), 3. Aufl. 1922, S. 178 f. 參參照。

(八四) Helmold: I, a. 57 (S. 112), a. 69 (S. 134), a. 79 (S. 149), a. 85 (S. 167 f.)

(八五) H. G. Gengler: Deutsche Stadtrechts-Altertümer, S. 350; P. Hellwig: Deutsches Städtewesen z. Zeit d. Ottonen, S. 2 f.

(八六) Helmold: I, a. 63 (S. 119), a. 71 (S. 137), a. 76 (S. 145).

(八七) F. Frensdorff: Die Stadt- und Gerichtsverfassung Lübecks. S. 19 参照。

(八八) 前掲註六九参照。

(八九) 前掲註七四参照。

(九〇) Barbarossaprivileg (Keutgen: Urk. Nr. 153), § 3.

(九一) "Die Städtepolitik Heinrichs des Löwen" (Hist. Ztschr. Bd. 102, 1907, S. 237—276 所收)

(九二) Rietschel: a. a. O. S. 252.

(九三) Rietschel: a. a. O. S. 242. 参照。

(九四) H. G. Ph. Gengler: Deutsche Stadtrechte des Mittelalters, Neue Ausgabe, Nürnberg, 1866. S. 295 f. 以下の文書は載せられたもの。

(九五) 一二二六年 Güstrow 市、一二三五年 Malchow 市、一二三六年 Malchin 市、一二六一年 Röbbel 市及び Schwerin 市を "Mutterstadt" としつゝの都市法を継受し、各都市法の初めには必ず "Hec autem sunt iura communitatis de Zwerin." なる句を以てしつゝる。

(九六) Keutgen: Urk. Nr. 151.

(九七) Rietschel: a. a. O. S. 263. 参照。

(九八) Rietschel: a. a. O. S. 265.

(九九) Keutgen: Urk. Nr. 139. この都市法は Soest 最古のものより Keutgen の區分に従くは六十三箇條より成る。Seibertz, Hohlbaum 等の研究によつて少くとも一—五二條までは十二世紀前半の成立であると考へられたが、その後 Ugen 殊に Bloch によつて第三五條以下はすべて十三世紀前半の成立であると判定せられた。而して "consules" なる語の見受けられるのは三六、三九、四三、四四、四七等の諸條であつて、すべて第三五條以下である所より、この文書によつて十二世紀に consules

の存したことを證する根據とはなし得なかつた次第である。尙ほこれについては後段を参照せよ。

(一〇〇) 一六五年八月三十一日付 Rainald von Dussel の文書 (Keutgen: Urk. Nr. 141; Gengler: Deutsche Stadtrechte, S. 282 f.) § 20: "De iniustus moctis et de omnibus que pertinent ad vicinialia iudicium pertinent ad consules nostros cum adiutorio civium sine honno." 上記の文書の "ad consules" なる語は、嚴密なる史料批判の結果、一六五年當分のキチナルな文書とは "ad cives" となつてゐたものを後年に改竄したものであると云ふことが明かにせられた。これについては Igen: Bespr. f. "Untersuchungen über den Ursprung der deutschen Stadtverfassung" von Dr. F. Keutgen. (Histor. Zschr. Bd. 77, 1896) S. 105 を参照せよ。

(一〇一) Barbarossaprivileg, § 6, 12.

(一〇二) Jura Indaginis (Hegenrecht), § 14.

(一〇三) Rietschel 氏の記すに "Das Schwerinsche Recht, Malchowscher Codex nach Westphalen" といはれざる譯註雜誌の史源を用ひたる。上記は H. v. Kamptz: Givil-Recht der Herzogthümer Mecklenburg. I. Theil, Schwerin u. Wisnar, 1806, S. 145 に載せられたるものなり。§§. 11, 12, 17, 24 を参照せよ。なほまた前掲註九五を見よ。

(一〇四) Rietschel: a. a. O. S. 266.

(一〇五) H. Bloch: Der Freibrief Friedrichs I. für Lübeck und der Ursprung der Ratsverfassung in Deutschland. (Zeitschrift des Vereins für Lübeckische Geschichte und Alterthumskunde, Bd. XII. S. 1—43 所收)

(一〇六) Historische Zeitschrift, Bd. 102, 1909, S. 242, Anm. 3.

(一〇七) 丁林田 Waldemar 氏の Lübeck 市に附與せる特權狀。尙ほ前節を參看せよ。

(一〇八) Graf Albert von Orlamünde-Holstein 氏の Lübeck 司教範文書。

(一〇九) Lübeck 司教 Berthold 氏の Lübeck 市との契約文書。

- (110) Bloch: a. a. O. S. 5.
- (111) Arnold: *Chronica Silesorum*, III, c. 20. (a. a. O. S. 110): "De edificatione castelli et de privilegio civium"
 9 卷中 4 頁¹⁴。
- (112) Bloch: a. a. O. S. 8.
- (113) Keutgen 本 9 Text 2 卷¹⁵。
- (114) Bloch: a. a. O. S. 10 f. 參照。
- (115) Keutgen: *Urk. Nr. 104*, § 1, 3, 4 頁¹⁴。
- (116) 雜報註 100 參照。
- (117) *Urkundenbuch d. Stadt Lübeck*, Bd. I Nr. 9. 但し本文書集は筆者未着の書である。正名を得たのは Bloch, *Frensdorff* 著の引用による。参見 Bloch: a. a. O. S. 14 雜報註 4 頁¹⁴。
- (118) "Valerius advocatus Lubicensis, *Luthbertus, Giselbertus, Alwinus, Elnerus, Fredericus consules Lubicensis*; Heinricus Bruttingus, Heinricus Stangerode et multi alii cives Lubicensis."
 (119) 雜報註 101' 103 參照。何せ Bloch: a. a. O. S. 14—20 4 頁¹⁴。
- (120) Keutgen: *Urk. Nr. 139*. 何せ 雜報註 9 卷 參照。またローマの Soest 中城の羅漢及びその Arnold: II, c. 21 (a. a. O. S. 65) 2 "Verum primum ei civitatem agerissent, exierunt ad eum rogantes, ut libertatem civitatis, quam a thuce prius *traditam habuerant*, obtinerent et iustitias, quas in *privilegiis scriptas habebant, secundum iura Sossie et Lemnos quos in pasous, silvis, fluvii possederant ipsius auctoritate et muni'centia possiderent."*
- (121) Bloch: a. a. O. S. 24.
- (122) A. Heusler: *Der Ursprung der deutschen Stadtverfassung*, Weimar, 1872, S. 163 ff.; K. Hegel, *Die Entstehung*

des deutschen Stadtlewesens, Leipzig, 1898, S. 174 f. 等参照。

(1113) この文書の日附に關しては Bunge, Nitzsch 等の議論がある。之を併し一二四四年の文書で既に明かに Pat の存在を疑はせしめることなどは事實である。Gengler: Deutsche Stadtrechte, Nürnberg, 1866, S. 255 参照。

(1114) 尙ほ Keutgen: Urk. Nr. 427 及び A. Obst: Ursprung und Entwicklung der Hamburgischen Kaiserfassungs-Hamburg, 1890, S. 40 等参照せよ。

(1115) F. Frensdorff: Die Jura Indaginis, Studien zum Braunschweigschen Stadtrecht, II. (Nachrichten der Göttinger Gesellschaft, 1906, S. 278—311 所収), S. 309 参照。尙ほ UB. der Stadt Braunschweig, Bd. I, Braunschweig, 1873, Nr. I. "Jura et liberates Indaginis" 参照せよ。

(1116) Altmann-Bernheim: Ausgewählte Urkunden zur Verfassungsgeschichte Deutschlands im MA. 5. Aufl., Berlin, 1920, S. 322.

(1117) Zeitschrift für die Geschichte des Olerheims, NF. Bd. I, 1886, S. 193 ff. 及び Keutgen: Urk. Nr. 133. 参照。

(1118) F. Beyerle, S. Rietschel, F. Rörig, A. Schultze 等の著である。

(1119) F. Frensdorff: Die Stadt- und Gerichtsverfassung Lübecks im XII. u. XIII. Jahrhundert, S. 53 参照。

(1120) R. Kötzschke: Quellen zur Geschichte der ostdeutschen Kolonisation im 12. bis 14. Jahrhundert, 1931, Nr. 80, 83, 85 等参照。

(1121) これ等諸關係の最も詳細なる研究として F. Rörig の秀れたる論文集 Hansische Beiträge zur deutschen Wirtschaftsgeschichte, Breslau, 1928 を舉げなければならぬ。筆者の研究自體も Rörig の見解に暗喩を受ける所が多い。

(1122) Rörig: a. a. O. S. 23.

(1123) Rörig: a. a. O. S. 128 ff. 参照。

四

前節に於てわれわれは中世都市行政の中心機關を構成した *Hat* 制度の發生を述べた。本節に於ては獨逸中世市民生活の法制史的一面を表明し、都市と農村との生活意識の差違を最も端的に *symbolize* されたと考へられる有名な法諺 „*Stadluft macht frei*“ の原則を、*リューベック* 市成立との關係に於て顧みなければならぬ。

近時の史家、殊に法制史・經濟史乃至は社會史家の多くによつて、あたかも中世市民生活の合言葉の如くに引用せられるこの法諺が、當時の史料の上には決してしかく明瞭に表はれ來るものでないことは、中世都市文書集の一書を繙く者の容易に看取し得るところであらう。然らばこの法諺の根基を成す規定は、事實上如何なる形をとつて表はれ來るのであらうか。また何故にかゝる規定が所謂「法諺」の形をとり、特に獨逸に於て高調され來つたのであらうか。更にはまた、*リューベック* 市の成立が獨逸に於けるこの原則の普及の上に如何なる意義を持つものであらうか。この邊の事情を明かにするのが本節の課題である。

先づ „*Stadluft macht frei*“ の原則が、當時の都市文書の上に如何に表はれてゐるであらうか。いまその代表的なもの、一二を例示すれば次の如くである。

1) „*Quicumque annuum et diem in civitate manserit sine alienius impetracione, de cetero liber*

permanebit.” (Braunschweig, Jura Indaginiis §. 8.) (113#)

2) “Ceterum ut sub augustalis felicitate domini continentium recipiat eadem nostra imperialis civitas incrementum, statinms, ut omnes incole ed advene ibidem habitare volentes in nostra et imperii dominatione sub tuta et libera lege ab omni servili conditione liberi vitam agant: qui videlicet annum et diem sine alicuius impetitione pro civibus tenti fuerint secundum iura et approbatas consuetudines civitatis” (Wien, Privileg v. 1237) (131*)

3) “Wer zu In in ir statt kompt von wibs oder mannes namen und der einen tag und ein jar wohnhaftig by In ist, er diene oder habe selber hus, und er von eygenschaft des lubs in jansfrist von nieman versprochen noch gevordert wird, das och der furbaser ledig und lose gentslich sin und bliben sol aller vordrung und anspruch, so von eygenschaft des lubs ieman zu In oder derselben lüt kindern, die in der stat sizent, gehalten mücht.” (Zürich, Privileg v. 1362) (131*)

これによつても明かなる如く、これ等の規定はその形式に於ては多種多様であるが、その内容に於ては要するに都市に移住し來れる者は誰にてもあれ、滿一々年後には自由の市民となり、前主の支配より脱し得ることを定める點に於て共通の何ものかを含んであるとこひ得る。この法諺が別に “Lut macht frei in Jahr und Tag.” と呼ばれるのはこのためである。(131*)

わ) Siegfried Rietschel は前掲せる論文に於て、^(131*) 獨逸都市に於けるこの原則の發生に言及し、Rat 制度に於ける

と同様、こゝにも亦甚だ注目すべき新しき見解を披瀝した。彼によれば、都市への移住者に對し多少共自由を認めて農民とは異なる法的保護を加へるといふ傾向は、*Heinrich der Lowe* 以前に於ても決して皆無のことではなかつた。即ち *Speier*, *Worms* 及び *Hagenau* 等の史料にも見得るところである。併し乍らこれ等の規定を見るに、移住者はその從屬的關係から未だ完全には脱却してゐない、いはゞ不完全なる保護に過ぎぬ。然るにこの點に一段の變化を興へ、獨逸都市法の中に、*Stadthut macht frei* の原則を不可缺の一條として挿入することによつて、たゞに都市の團體的自由を保護せるのみならず、また個々市民の自由を保證した獨逸最初の都市領主こそ *Heinrich der Lowe* その人であるところ(140)。

Rietschel によるかゝる立論の根據は、全く *Rat* 制起源論に於けると同様、*Heinrich* にまでその起源を遡り得ると考へられる都市、殊に *Lübeck*, *Hagenstadt Brannschweig*, *Schwerin* 並びに *Stade* の都市法に窺はれる共通の特色である。これ等の都市は共にひとしく都市内に於ける市民の自由を規定し、比較的簡明なる言葉を以て、*Stadtluft macht frei* の原則を示してゐる。即ち、

1) *Lübeck*: *Barbarossaprivileg*, §. 16: "Si vero quispiam de terra ipsorum aliquem de libertate pulsaverit et pulsatus probare poterit, quod anno et die in civitate sine pulsatione subsiterit, pulsatus evadit." (Kentgen: *Urk. Nr. 153*)

2) *Hagenstadt Brannschweig*: *Jura Indaginis*, §. 8: (前掲參照)

3) *Schwerin*: *Stadtrecht*, *Malchowscher Codex*, §. 23: "Quicumque autem homo propriae fuerit

conditionis, si infra civitatem manserit, ab impetitione servitutis civislibet liber erit." (H. v. Kamptz: Civil-Recht d. Herzogthümer Mecklenburg, 1. Th. 1806, Abt. 2, S. 145) (I E 1)

4) *Stade*: Rechtsbrief König Ottos IV. v. 1209 § 7: "Si quis vir vel mulier in civitate Stadensi sub eo, quod vulgo dicitur Wichelethe, per annum ed diem nullo impetente permanserit, et si quis poster ejus libertati obviare voluerit, actori silentio imposito probationis, liceat ei dicti temporis praescriptione libertatem suam probare." (Gengler: Deutsche Stadtrechte, S. 455)

これ等都市文書の史料批判は姑く別として、獨逸に於ける „Stadtluft macht frei." の原則の起源を Heinrich d. I. に求めんとする企ては、決して Ritschel の獨創ではなからず。既に K. Hegel がその名著 „Städte und Gilden" に於て明かに指摘したところである。即ち Hegel は大體 Ritschel と同様の史料によつて、獨逸都市中十二世紀後半に於てこの原則の明示せられてゐるは特に Heinrich d. I. の都市のみなるを指摘し、他方に於てはこの頃以前に早くも他國の都市にこの原則の行はれし事實を證明し、進んでは Heinrich d. I. に依る原則繼承の系路を明かならしめんと企てた。かくて Hegel の到達した結論は次の如くである。即ち Heinrich d. I. によつて彼自らの都市に繼承せられたこの原則はその實、英蘭の法制を範としたものに外ならない。何となれば、英蘭にあつては既に Henry I (1100—1135) の治世に於てこの原則の存在を認め得るのみならず、十二世紀の後半には地方自治體共通の原則となつてゐたのを見る。偶々英蘭王 Henry II. (1154—1189) の女 Mathilde と婚を結んだザクセン公 Heinrich d. I. は、かゝる和親の關係を通じて英蘭の法制を知り、これをそのまゝ、保護すること厚き自領の都市に繼承したも

のに過ぎぬ、と。

婚姻關係による兩國の接觸を通じて、法制の繼受を説明せんとする Hegel の立論は一應はもつともこのやうに感ぜられる。併し乍らこの説明も Heinrich d. I. と英蘭との關係を詳細に顧みる時、必ずしも妥當ならざるを發見するであらう。即ちザックセン公が Mathilde と第二の結婚を行つたのは明かに一一六八年であり、しかもその儀式は Westfalia の Minden に於て擧げられ、彼が事實初めて英蘭の地を踏んだのはその追放の後、即ち一一八四年のことである。⁽¹⁴¹⁾ 換言すれば Heinrich d. I. と英蘭王室との關係は、すべてリューベック市以下 Heinrich 關係諸都市建設の後に於て發生せるものである。従つてこれ等諸都市の文書をそれぞれ建設當初の法制を物語るものと解する限り、Mathilde との婚姻を以てこの原則移入の動機となす Hegel の所論は收拾すべからざる矛盾を侵してゐるものといはざるを得ない。

大體に於て Hegel の所説に従ひ、この原則の英蘭起源論を主張する S. Rietschel は、繼受の系路乃至は動機に關する Hegel の矛盾を如何に解決したであらうか。

Rietschel に依れば、Heinrich d. I. の時代に於ける英蘭と大陸殊に Niedersachsen との間の交易關係の密接さに思ひをひそめる者は、必ずしもザックセン公の婚姻を考へる要なくして、この法制繼受の可能性を諒解し得る筈である。即ち十二世紀初期以來英蘭に行はれたこの原則が、やがては海峽を越へて Niedersachsen, Flandern 等の諸地方に傳へられた。このことは一一六三年の日附を持つ Flandern の都市 Newport の文書に、英蘭の法制と類似せる „Stadtluft macht frei.“ の原則が明かに規定せられて居る事實に徴しても立證せられるであらう。次にこれに

關聯して最も興味あることは、Hagenstadt Braunschweig の移住民の大部分が Flandern 人であつたといふ一
事である。Frendorf の研究に依れば、彼等移住民は“ius Flandrensium”に従つて都市の建設をなすことを許さ
れた。こゝに於て彼等は以前より故郷に行はれてゐた法制をそのままザクセンへ齎らしたのではなからうか。英蘭
に發生せるこの原則が、商業交易の密接なる交渉によつて對岸大陸諸地方に傳へられ、それが再び東方移民の動きに
乗つて獨逸國內に繼受せられた。而して市民の自由と解放を規定するこの新しき他國の原則を、いち早く自領の都市
に繼受し認可した Heinrich d. L. の態度こそ、都市政策に於ける彼の勝れたる手腕と見解を物語るものに外なら
ず。^{(1) (ED)}
22)

Rietschel のこの解釋はわれわれにとつてはまことに多くの暗示を含んでゐるものと思はれる。併し乍ら Pat 制
度に於けると同様、こゝにも亦 Heinrich d. L. の個人々格に史實解明の鍵を求めんとする彼は、支配者による都市
法認可のいはゞ個人的なる動機を過大視し、その反面に於て、かゝる新しき原則を齎らし自らの生活規準たるべき都
市法となした主體が、移住民即ち市民自體であつた事實を深く顧みなかつたといはざるを得ない。従つてわれわれよ
りすれば、Braunschweig 市民によるこの原則の繼受は、Heinrich d. L. による認可は兎に角として、この町の成立
との關聯に於て重視すべき事件であると考へたい。殊に Flandern, Niedersachsen 等よりの移民は必ずしもこの町
に限るものではなく、リューベック市初めこの地方の建設都市一般に共通の事實であつたことを想ふとき、興味の一
入深きを覺えるわけである。^(一四五)

かくの如き見解より問題を展開することは姑く後述に俟つとして、兎に角以上の如き Rietschel の所論によつて

Hegelの矛盾は一應は救はれ得たかの如くに思はれる。併し乍ら翻つて彼等によつて引證せられた史料の性質を觀るに、少くとも Heinrich d. I. の都市に關する限り、それ等はすべて十三世紀の前半期に成立せるものであつて、建設當初の原史料に非ざることには既に前節 Rat 制度の起源を考へるに際して明かにせるところである。(一四六)従つてわれわれはいま一度これ等史料の再吟味を行ふことなくしては、直ちに Heinrich d. I. 當時これ等の都市に „Stadtluft macht frei“ の原則が實質上行はれてゐたと信ずることは出来ない。即ち別言すれば、Hegel 並びに Rietschel の所説はすべてこれ等の史料が Heinrich d. I. の特權狀の内容を如實に表明するものなることの前提の上に成されたものなるに反し、われわれの態度はかゝる前提自體を疑はんとするものである。殊に僞作の行はれたリューベック市文書即ち Barbarossaprivileg が、この原則の存在に關して如何なる意義をもつであらうか。

われわれはなほに所謂 Barbarossaprivileg が一二二五年頃の僞作であり、一一八八年 Friedrich I. より附與せられた原本文書の姿を彷彿せしむる手懸りともなるべき唯一の史料は、今日のところ一二二五年の Gadebusch 市文書なることを述べた。H. Bloch はこの點に着目して Rat 制度の發生を顧みたわけであるが、(一四七)これと同様の方法によつて „Stadtluft macht frei“ 原則の發生を考へる上に何等かの光明が発見され得ぬであらうか。かゝる豫想の下に Gadebusch の文書を探る時、興味ある次の一句を発見する。(一四八)

“ *Quicumque servus inbus venerit, si anno inbus manserit, libertatis perpetua fruatur; si inuasetur de proprietate, ibidem non alias stabit iudicio.*” (Gadebusch, Privilegium a. 1225, §. 10)

わづこの一句を前掲せる Barbarossaprivileg 第十六條と比較する時、必ずしも用語例の一致を見出し難いとはい

く、Gadebusch 市文書にも明かに „Stadtluft macht frei“ の原則が表はれてゐることだけは拒み得ぬ事實である。Rat 制度に關する Bloch の史料批判を援用するならば、これによつてわれわれは一一八八年當時には恐らくリューベック市にこの原則が何等かの形で妥當してゐたと推測することが出来る。とはいへこれを以て直ちに Heinrich d. I. による建設當時既にリューベックにこの原則が行はれたと主張することは出来ない。即ち史料に忠實なる限り、リューベックに於ける „Stadtluft macht frei.“ 原則の發生は Friedrich I. の特權狀までは類推によつて辛うじて遡り得るが、それ以上に探究の絲をたどることは今日のところ不可能であるといはざるを得ない。然らばリューベック以外の Heinrich d. I. 關係都市については如何であらうか。

前節に見た如く、Braunschweig 並びに Schwerin の都市法は共に十三世紀前半の成立であつて、これのみを證據として建設當初の法制を推測することは出来ない。また假りに Frensdorf の説(一四九)く、Braunschweig の都市法がその移住民の郷里の法制即ち „ius Flandensium“ に何等かの基礎を置いてゐたとしても、建設當初よりこの原則の存したといふ積極的な證據とはなり得ない。かくの如くこの兩都市に關しては、十三世紀以前について推測すべき史料が缺けてゐるのであるが、たゞ一こゝに問題となるは Stade 市の文書である。(一五〇)この文書は一二〇九年五月二日の日附を持つ Otto IV. の特權狀であつて、市法の起源を Heinrich d. I. に遡り得ることを明記してゐる。併し乍らこゝに特に注目すべきは、この文書の第七條、即ち „Stadtluft macht frei.“ の原則を規定する一節の用語例が、一一八六年 Friedrich I. が Bremen 市に附與した特權狀の第一條と甚しき類似を示してゐるといふ點である。(一五一)言々句々殆んど差別なきこの合致は如何に解さるべきであらうか。先づ Bremen 市文書を見るに、市法の權威を遠く

カール大帝に求めてゐるのであるが、^(一五二)これは當時の文書作製上の一般的慣習ともいふべき形式であつて、必ずしも史實を物語るものと見る必要がなからう。かくてわれわれはこの兩市の關係より推して次の如き推測を立てることが出来る。即ちこの兩文書に於ける用語例の合致は、一方が他方の範となつたか、若くは一一八六年前に存した他の第三の文書を共通の根底として作製せられたものであらうと。従つて *Stade* 市文書に見える “...ipsos in jure suo, quod ad ejusdem loci profectum recolendae memoriae Henriens, Dux Saxoniae, pater noster, statuit diligenter, volumus conservare, ……” の句を字義通りに解する者は、所謂第三の文書として *Heinrich d. L.* の特權狀を想定するかも知れぬ。^(一五三)併し乍ら一方に當時に於ける都市文書作製の一般的傾向を想ふわれわれは、かゝる關係のみを以てしては未だ “*Stadluft macht frei*” の原則の起源を *Heinrich d. L.* の特權狀に求め得ると斷言することが出来ない。たゞわづかに *Stade* 市文書に見えるこの原則の規定は、一一八六年前の何等かの文書まで遡り得る可能性を含んでゐると主張し得るに過ぎぬ。

以上の記述によつてわれわれは、*Heinrich d. L.* の都市に關する限り、“*Stadluft macht frei*” 原則の發生は必ずしも建設者その人の功績に歸し得ないことを明かにした。即ちこれ等の都市はすべて、*Hegel*, *Rietschel* 等の主張を裏書きする何等積極的な史料を持たぬことを示し得たと思ふ。こゝに於てわれわれは問題を轉じ、即ち獨逸に於けるこの原則の繼受をザックセン公 *Heinrich* に求むる企てから一應離れて、歐州諸國の都市に表はれるこの原則發生の傾向を考へ、別でも獨逸都市に見らるゝ一般的傾向を窺ひ、その中に於て上述諸都市殊にリューベックの占める地位を定めることが出来ぬであらうか。

Rietschel 一派に於て „Stadtrecht macht frei“ 原則發生の母國が英蘭であると主張せられたことは前述したところである。なるほど英蘭の都市文書を檢する時、われわれは十二世紀中期に於て既にこの原則の明示せられてゐるものを見ることが出来る。例せば、

1) The Customs of Newcastle-upon-Tyne (Henry I. 1100—1135). (15E)

2) Charter of Henry II. to Nottingham (1155—1165). (15H)

3) Charter of Henry II. to Lincoln (c. A. D. 1157). (15G)

等がその著しきものであらう。併し乍らこゝに注目すべきは、かゝる史料は決して英蘭のみに限られたものではなく、佛蘭西・フランデルン^(一五八)・西班牙を初め、遠くシシリー島^(一六〇)の都市法等にも既に十二世紀中期に存在するといふ事實である。従つて何故に獨逸に於けるこの原則が特に英蘭より渡來せりと見る必要が存するのであらうか。商取引の密接のみを理由としてこの點を主張する Rietschel の所説は、その根據未だ甚だ薄弱なるを覺えざるを得ない。尤もこれ等各國各地方に於けるこの原則の表はれ方は決して一樣のものではなく、その内容に於て極めて多種多様の趣を呈してゐるのであるが、まさにその故にこそわれわれはこの原則の母國を特に英蘭に求めんとする所論に疑問を感じるわけである。フランデルン對英蘭の關係に劣らぬ密接なる交渉が、フランデルンと北佛蘭西の間に存したであらうことを誰が否定し得るであらうか。殊に前掲せる Braunschweig の規定が、英蘭諸都市のそれに比し、遙かにフランデルン及び佛蘭西のそれと類似してゐる點より見て^(一六一)も、容易に Rietschel の推測に贊同することが出来ぬ。さればとて又われわれは、Trensdorf や Brunner の主張する如く^(一六三)、„Stadtrecht macht frei“ の原則は、繼受の過程を経て獨逸

に入り來たつたものではなく、事情の等しきところ、要求の等しきところ、場所の如何を問はず表はれ出づる制度であると見做すことも出来ない。かくてわれわれが推測し得るところは、獨逸に於けるこの原則は恐らくフランデルン地方より十二世紀の後半に繼受せられたものであらう、たと併し、フランデルンに於けるこの原則の母國は英蘭・佛蘭西のいづれとも積極的には主張し能はぬといふことになる。

然らば次に、獨逸本國の都市に於てこの原則が如何なる傾向をとつて表はれゐるであらうか。いま Keutgen, Gensler, Brunner 等の文書集乃至は著作によつて、この原則の比較的初期に表はれ來る都市を表示すれば次の如くである。

1186	Bremen.
1188	Litbeck (推定)
1191—93	Dieburg.
1209	Stade.
1214	Neuchâtel.
1218	Bern.
1219	Goslar, Anweiler.
1225	Gadebusch.
1227	Braunschweig.
1239	Innsbruck.
1240	Lipstadt.
1245	Holzminden.
1247	Lüneburg.

1249	Hildesheim.
1253	Oehringen.
1256	Altenburg, Pritzwalk.
1260	Diesenhofen.
1264	Winterthur.
1270	Hannburg.
1275	Lindau, Breisach.
1276	Rattingen.
1277	Wien.
1282	Eisenach.
1283	Aarau.
1288	Haltern.
1290	Nordhausen.
1292	Celle
1293	Freiburg i. B., Colmar.
1295	Schüttorf.

この表は獨逸都市の一斑を示すに過ぎぬものではあるが、これによつてわれわれは、*„Luft macht frei in Jahr und Tag.“* の原則が殆んど十三世紀中に全獨逸の隅々まで限なく普及し、獨逸市民生活の顯著なる特色を確立したのを容易に推察することが出来る。而して又、かゝる傾向の中に *Heinrich d. L.* 關係諸都市が、兎にも角にも、注目すべき極めて重要な地位を占めてゐることを窺ひ得るわけである。

文書に表はれるこの原則發生の一般的傾向は大體上掲表示の如くであるが、他方にいま一つの看過すべからざる一

面が存する。即ち一般的な形式を以て文書面にこの原則を明記することなくして、しかも實質上これに類似せる内容を具備すると考へらるゝ一群の都市文書は、如何に解さるべきであらうか。一例を示せば、

1) Aachen, 1166. I. 8. Friedrich I. 文書。^(一六四) ‘Indigenas hujus civitatis sacrae et liberae nemo de servili conditione impetat, nemo libertate private praesumat,……’

2) Worms, 1114, XI. 30. Heinrich V. 文書。^(一六五)

3) Speyer, 1111, VIII. 14. Heinrich V. 文書。^(一六六)

而してまた前掲 *Schwerin* 都市法もこの一例と見られぬこと^(一六七)はない。かくの如き實例を *Genetsch* に探り行くならば、更に遠くその源を遡り得て、或ひはサリ法典 (*Lex Saliica*) にまでも至るかも知れぬ。^(一六八) 併し乍らわれわれの問題はこの原則の起源を法制史的に探り出すことではない。凡そ一つの制度乃至は慣習はその起原を問題とする限り、その萌芽は多くの場合に遠き上世にまで及ぶものである。これに反しわれわれの問題は、一つの大きな傾向となつて意識的にその制度が採入れられ普及した社會的な動きの動機を窺ふ點に存する。この意味に於てわれわれは次の如く主張したい。即ち ‘*Stadluft macht frei*’ の原則は實質上よりいへば時處の如何を問はず、地理的・政治的・軍事的等の諸事情より、移住民を集中せしむる手段として既に古くより行はれたものであらう。^(一六九) 併し乍ら十二世紀中葉に至つては、この制度がフランデルン地方の都市にいはゞ常恒的な形式をとつて普及してゐたものと考へられる。而してこの制度が、該地方民の東北獨逸への移住の波に乗つて、獨逸國內にもたらされたのではなからうか。従つてまたこの原則の繼受は、單に支配者たる個人の功績にのみ歸せしむるよりも、寧ろ逆に移住て社會的現象の裡に、その本

質的な動機を求め得られるのではなからうか。新しき植民の地に、新興の意氣に燃えるバルト海沿岸の建設都市、殊にリューベックの町が、十二世紀後半に於ていち早くこの原則を意識的に受入れたのはまことに理由あることゝいはざるを得ない。而してひと度獨逸都市に入つたこの原則は、やがては都市自治體の確立といふ十三世紀一般の動向に合流して全獨逸の都市に普及して行つた。かく考へ來るとき、*„Stadtluft macht frei“* 原則發生の史上に、われわれの都市リューベックの占める興味ある地位は自ら明かとなるであらう。

かくて最後にわれわれは、この原則の内容と、それに關聯してこの原則が特に獨逸に於て所謂「法諺」(*Rechtsspruchwort*) の形をとつて考察せらるゝに至つた事情とを一瞥しなければならぬ。

想ふに *„Stadtluft macht frei“* の原則は一般にはたゞ漠然と中世市民生活の自由を表現する法諺と考へられてゐるが、その内容に於ても形式に於ても、しかく單純明確なものではない。その形式につきては既に上掲せる諸例によつて明かであるが、内容に至つては更に複雑なるニュアンスを含んでゐる。併し乍らこれに關する詳細なる考察は後日に期すとして、こゝではたゞ一般的な問題を考へてみよう。

„Luft macht frei in Jahr und Tag“ の原則は、それとは全く對立的な、しかもその發生に於てより、古き原則と考へられる *„Luft macht eigen in Jahr und Tag“* と極めて密接な關係を持つてゐる。後者は即ち、或る移住者が他の領内に赴き、滿一々年間その地に滯留する時は、彼はその土地に吸收せられ、従つてその身分關係に變化が發生する、即ち自由民はその自由を失つて新しき領主の支配下に立つこととなり、不自由民は領主を變更するといふ謂である。これを都市に關していへば、移住者は都市の *Bürger* となつて都市領主 (*Stadtherr*) に從屬すると共に、

その新しき都市領主以外の者に對する從屬義務より解放せらるゝことを意味するに外ならぬ。(一七〇)而してわれわれの見
來つた „*Stadtnut macht frei*“ の原則とは、まさにこの關係を解放の側面からのみ觀たものである。即ち „*Luft
macht frei*“ の反面を構成する法律關係として、われわれは常に „*Luft macht eigen*“ を考へなくてはならぬわけ
である。従つて移住者自身の身分關係を問題とする時は、彼がその移住によつて、以前に比して如何ばかりの「自由」
(*libertas*) を得られたであらうか。この點に關しわれわれはこゝではたゞ、一般にこの原則を通じて考へられてゐる
程、それ程「自由」ではなかつたと述べるにとゞめて置きたい。(一七一)即ち農民が都市に移住しても、そこには都市領主あ
り、*Rat* あり、同業組合あり、地主あり、家主あり、かくの如くして移住者は經濟的にも身分關係よりいふも、決し
て特別に自由な境遇に置かれてゐたのではない。にも拘はらず、多くの都市がかゝる關係を記録するに „*liber erit*“
の語を以てしてゐる事實は何を意味するのであらうか。これを單に當時の文書作製に於けるいはゞ *Formula* と考へ
るならばそれまでであるが、われわれはそれ以上にこの事實を重要視したいと思ふ。即ちそこに十三世紀に於ける獨
逸市民階級の自覺を物語る何等かの暗示がひそんでゐるのではなからうか。而してこの問題の解決は、一方に於ては
時代の *irrational* な動きを靜觀すると共に、他方には農民及び市民の生活狀態それ自體の綿密なる比較研究を行ふ
ことによつてのみ與へらるべきであらう。

やう „*Stadtnut macht frei*“ の原則がかくの如き内容を持ち、またその形式に於ても極めて多種多様なるにも拘
はらず、今日一般史家によつて宛もこれが「法諺」の形をとつて中世都市に妥當して居たかの如く考へられるのは何
故であらうか。尤もこの問題は本稿の直接の問題ではないが、しばらくこの「法諺」の成立を尋ねてみよう。

「法諺」としての „Stadtluft macht frei“ 乃至は „Luft macht frei“ なる語を今日の法制史文獻によつて廻り求める時、われわれはわづかにその萌芽とも見るべきものを有する Jacob Grimm の書に見出すことが出来る。彼はサリ法典・Paulus Diaconus 等を引用して不自由民の解放を述べ、箇所に、⁽¹⁷¹¹⁾ „In diesem sinne machte die luft auch frei.“ なる語を用ひ、またこの意義を敷衍して中世都市の法制にも言及してゐる。併し乍らこの用語例は單なる「文章」であつて、未だ所謂「法諺」の形式を具備してゐない。然るに Grimm より降ること僅かに二十餘年にして出版された E. Th. Gaupp の名著「中世獨逸都市法」に至つては、この語が明かに法諺の形をとつて記されてゐるのを見る。曰く、

„Ich meine den in den Städten schon ziemlich früh und ziemlich allgemein herrschend wendenden Grundsatz: die Luft macht frei, welcher es in gewisser Beziehung verdient, an die Spitze des ganzen Weichbildrechts gestellt zu werden.“ (1731)

而してその後間もなく、相ついで出でた I. H. Hillebrand 並びに E. Graf u. M. Diether 編纂の「獨逸法諺集」には、ともにこの原則を「法諺」として取扱ひ、その説明に一項目を費してゐる。⁽¹⁷⁴⁶⁾ かくの如くしてひと度成立せるこの法諺は、„Stadtluft macht frei“ 或ひは „Luft macht frei in Jahr und Tag“ なる諸形式に變へられたり、近時の多くの史家によつて中世獨逸市民生活の一面をシムボライズするものゝ如くに考へらるゝに至つた。こゝにわれわれは、この「法諺」の成立そのものは中世都市の史實から離れて寧ろ近世精神史上の問題を物語つてゐることに氣付くであらう。即ち十七・八世紀に於ける啓蒙的自然法思想に對する反動と、法典編纂の實際上の必要から、十九

世紀初頭以來殊に獨逸に力強く發生した歴史主義の運動は、過ぎ去つた自國民の歴史の個々の事象の裡に、全體に對する何等かの特色・意義を見出し、「獨逸國民の歴史」をいはゞ一つのまとまつたものとして創り出さんと企てた。かくして史學の研究はこの世紀以來未曾有の進歩を示したのであるが、一面に於てはまた、史實を必要以上に「理想化」し、「獨逸化」する傾向の存したことは否定するわけにはゆかない。而してかゝる傾向の顯著なる一例として、われわれは上述せる „*Stadtluft macht frei*“ の「法諺化」を擧げ得ると思ふ。殊にその時代が、獨逸に於ける精神上の一般的な動きと完全に合致してゐる事實に鑑みる時、益々この感を深くせざるを得ない。かくて史實の上では殆んど歐羅巴の各地に存したこの制度が、特に獨逸に於て法諺化せられ獨逸化せられた所以が明かとなるであらう。

(一三五) Keutgen: Urk. Nr. 151

(一三六) Keutgen: Urk. Nr. 165, S. 8.

(一三七) H. G. Gengler: Deutsche Stadtrechts-Altertümer, Erlangen, 1889, S. 417.

(一三八) J. Grimm: Deutsche Rechtsaltertümer, 4. Ausg. Bd. I, Leipzig, 1899, S. 456 ff.; R. Schröder: Lehrbuch, 6.

Aufl. S. 691 f. 參照。

(一三九) 前掲註九一參照。

(一四〇) S. Rietschel: a. a. O. S. 267 f.

(一四一) こゝに特に注意すべきは、他の三都市に比し、*Schwern* 都市法のこの規定が特に高度にこの原則を施行せることを物語つてゐる點である。即ちそこでは滿一ヶ年の留保期間さへもなく、都市への移住者は移住と同時に自由を得ることになつてゐる。

(一四二) Karl Hegel: Städte und Gilden der germanischen Völker im Mittelalter, Bd. 2, Leipzig, 1891, S. 507.

- (一四三) F. Frensdorff: Die Jura Indaginis, Studien II. S. 302.
- (一四四) S. Rietschel: a. a. O. S. 269 ff.
- (一四五) 前掲第二節殊に註五四を参照せよ。
- (一四六) Barbarossaprivileg 及びは前掲註一〇及び Jura Indaginis 及びは同頁一二五及び Schweriner Stadtrecht 及びは同頁 H. Bloch: a. a. O. S. 18 及び はた Städe 市文書及びは同頁 Gengler: Deutsche Stadtrechte, S. 455 及びは同頁 46。
- (一四七) 前掲註一一四を見よ。
- (一四八) Gradobusch 市文書集に見る便宜を有せざる筆者にとつては Gengler: Deutsche Stadtrechts-Altcrthümer, 1882, S. 416 に引用せられたる一句の發見は大なるものなりとせられた。總ては同書は同頁の引用文を再引用するわけである。
- (一四九) F. Frensdorff: Die Jura Indaginis, Studien II. S. 283 参照。
- (一五〇) G. Gengler: Deutsche Stadtrechte des Mittelalters, S. 455 ff.
- (一五一) Kentgen: Urk. Nr. 25. a) §. 1: *Signis vir vel mulier in civitate Bremensi sub eo quod vulgo dicitur viciplie per annum et diem nulla impetente permanere, et signis postea libertati eius obviare voluerit, actori silentio improbationis imposito, liceat ei dicti temporis prescriptione libertatem suam probare; excepta omni familia Bremensis ecclesie et omnium ecclesiarum ad eam suę rationis iure pertinentium.* 尚ほ前掲 Städe 市文書集に條を比較せよ。
- (一五二) Kentgen: Urk. Nr. 25, a): *..... et civitati Bremensi confirmamus illa iura, que sanete recordationis Karolus imperator eidem civitati concessit, videlicet hec.*
- (一五三) Rietschel は Bremen 市文書とその市法の起源をカール大帝に求めることの誤なることを指摘し、Bremen 市法の母法となしたのは明かに Heinrich d. I. が Städe 市に附與した特權狀であるとなし、次の如きいは行き過ぎたとも見ゆる推

- (一六一) H. Brunner: a. a. O. S. 392. 參照。
- (一六二) F. Frensdorff: Die Jura Indaginis, Studien II. S. 302; H. Brunner: a. a. O. S. 413.
- (一六三) Kentgen: Urkunden zur städtischen Verfassungsgeschichte, Berlin, 1899; H. G. Gengler: Codex juris municipalis Germaniae medi aevi, Bd. I, Erlangen, 1863; Derselbe: Deutsche Stadtrechts-Altertümer, Erlangen, 1882, S. 415 ff.; H. Brunner: a. a. O. S. 371 f.
- (一六四) Gengler: Codex juris municipalis, Bd. I. S. 1.
- (一六五) Kentgen: Urk. Nr. 23.
- (一六六) Kentgen: Urk. Nr. 21. 但註 Speyer, Worms 兩市の成立 Paul Schütze: Die Entstehung des Rechtssatzes: Stadtluft macht frei, (Historische Studien, Heft XXXVI.) Berlin, 1903. を參看せよ。
- (一六七) 前掲註一四一參照。
- (一六八) P. Schütze: a. a. O. S. 114 參照。
- (一六九) サラセン人に對する何等かの新しき支點たらしめ、或ひは又外敵の壓迫に對する防禦たらしむる目的によつて、古くより採用せられた西班牙に於ける實例を見よ。(H. Brunner: a. a. O. S. 393 f.)
- (一七〇) H. Brunner: a. a. O. S. 397 f. 參照。
- (一七一) 筆者自身未だこの身分關係、經濟關係等の移住による差違について詳細なる研究を行つてゐない。いまははらへる邊の事情を比較的具體的に考察せられたと考へたる Paul Schütze の研究 Die Entstehung des Rechtssatzes: „Stadtluft macht frei“, Berlin, 1903 に從つて置く。尤その書は Speyer, Worms 兩市を中心とするものぢやない、大成された比較研究とはいひ難い。
- (一七二) Jacob Grimm: Deutsche Rechtsalterthümer, I. Ausg. Göttingen, 1828; 2. Ausg. 1854, S. 336 f. などによつて

Grimm は同書三二七頁に於て、明かに „Lutft macht eigen“ の語を用ひてゐる。

(一十三) E. Th. Gaupp: Deutsche Stadtrechte des Mittelalters, Breslau, 1851, Bd. I. S. XXXIV.

(一十四) I. H. Hillebrand: Deutsche Rechtswörter, Zürich, 1858, S. 27, Nr. 35; E. Graf und M. Dietherr: Deutsche Rechtswörter, 2. Ausg. Nördlingen, 1869, S. 59 ff., II. Nr. 246. 参照。

結 語

自由なるハンザ都市リューベックの成立を中心として考へ來つた敘上の諸問題は、やがては次に來るべき新しき時代を理解する數多くの暗示を含んでゐる。従つていまこゝに、われわれ自身が次に考ふべき問題にひつかけて、以上の記述に對する一應のしめくゝりを與へてみよう。

前節既に述べた如く、„Stadtluft macht frei“ の原則は、十九世紀の中葉以來一般史家によつて解せられたが如くしかく明瞭なものではなかつた。即ち都市移住民の身分關係・經濟關係は、この原則の適用によつて特に看るべき「自由」の境地を與へられたと考へることが出來ない。それにも不拘、當時事實上盛に行はれた移住の現象は、恐らくは農民生活の實情ともいふべきより、根底的な方面にその原因の主なるものを求むべきであらう。この問題は兎に角、„Stadtluft macht frei“ の原則は、種々雑多の形式をとつたといへ、十三世紀の獨逸都市に殆んど他國にその比を見ざる如き力強き傾向となつて採用せられた。この事實は何を物語るものであらうか。またこゝにいふ自由（平

(*bertas*)とは如何なる意味あひのものと觀るべきであらうか。想ふに一見移住者の自由を規定するかに見えるこの原則は、十四世紀以降所謂「都市自治體」完成の盛時に於てはいざ知らず、少くともリューベックがこの制を繼受した頃に於ては、その實、移住者自體を離れた所に問題の核心を置いてゐたと考へる。換言せば、この原則は移住者個人の自由を尊重したものと云ふよりも、寧ろかゝる原則を光輝ある都市法の中に不可缺の一項として採入れたもろもろの優れたる都市の動機乃至は意識の中に、却つてわれわれは都市自體の自由性を高調する時代の反映が窺はれはしないかと考へるわけである。かくの如くして都市は先づ最初に、いはゞ「限られた特殊地域」たる意識を強めて行つた。歐羅巴中世都市、わけでも獨逸の都市が、一方に於て「自由な市民」の集團たる特色を示すと共に、他方に於てはそれにも増して「自由なる都市」の觀念を顯著に表示してゐる事實も、まことに理由あることゝいはねばならぬ。而してまた、*„Stadtluft macht frei.“* 原則の發生を都市自體の自由性の高調と關聯せしめて解する限り、われわれは容易にこれを *Rat* 制度の問題に結びつけて考へ得ることゝなる。

第三節に於てわれわれは、*Rat* 制度の發生に關する從來の諸論が、近時に於ける史料批判の結果、そこに多少の訂正を必要とするに至つた事情を述べた。即ち從來十二世紀中葉にまで遡り得ると考へられたこの制度は、その實少くとも史料に忠實なる限り、すべて十三世紀以降のものとして考へべきを示した。而してかゝる訂正の必要をもたらしただ一の理由は、從來論述の根據となつた史料が、すべて十三世紀に於ける僞作乃至は改竄なることが立證せられたところ存する。この例に洩れず、われわれの都市リューベックに關しても、立論の中心たるべき *Barbarossaprivileg* が明かに十三世紀前葉の僞作と烙印づけられたのであるが、こゝにわれわれの特に問題とすべきは、文書僞作の證明

によつて *Rat* 制度の發生が十三世紀まで引下げられたといふ事實よりも、寧ろ都市文書の僞作乃至は改竄それ自體に對する關心である。別言すれば、僞作文書に示された記述はそのまゝ史實を證明する力なく、従つてまたその史料價値に乏しきは勿論であるが、これを逆に考へてかゝる僞作を必要ならしめた僞作當時の事情に思ひを至すならば、かゝる史料こそ異つた平面に於ける史料價値を積極的に主張する力を持つものといふべきであらう。かく考へ來れば、特に十三世紀中葉獨逸都市に顯著に發生する文書僞作の現象は、それ自らに看過すべからざる意義を持つものと見るべきである。

當時の多くの都市は、史實の如何とは別に、自らの都市の建設を *begründen* するために何等かの榮譽あるオーソリテティーを求めんとする強き傾向を示してゐる。その最も著るしきは、都市の起源をカール大帝にまで遡求せんとする企てである。この意味に於て、史實の存在に強められて近き世の秀でたる二人の支配者 *Heinrich d. I.* と *Friedrich I.* にその建設の基礎を求めることの出來たリューベックの如きは、都市團體の意識を確保する上にまことに好都合の事情にあつたといはざるを得ない。而して一二五年頃になされたと思はれる *Rat* 制完成の鮮かなる僞作は、まさに當時に於ける自治制獲得の意識的努力を示すものと觀るべきであらう。かく解することによつて初めて、*“Stadtluft macht frei”* 原則の繼受と *Rat* 制度發生の過程が、いはゞ楯の両面であると考へられる可能性が存する。

以上二つの問題を顧みることによつて、われわれは十二世紀末殊に十三世紀初頭が獨逸都市發展の史上に特に重要な意義を持つてゐる事情の一端を窺ひ得たと思ふ。或ひは優れたる都市領主の政策によつて、或ひは都市自體の發生史

上に於ける特殊の事情によつて、他動的・能動的の差は存したとしても、兎に角この頃、時を等しうして一部選ばれたる都市に發生した新しき制度、新しき意識が、やがては十三世紀一般の趨勢となつて實を結び、獨逸都市のみに見られる特色ある自治體の普及を齎らした。而してかゝる都市を社會的・文化的な單位として展開する時代の姿こそ、中世後期の獨逸を彩る一特色であるともいへる。

さきにわれわれが「Trigger」としての生ける團體なき商業」として特色づけた十二世紀までの商業は、いまやかゝる都市の發生によつて、商業政策の「Trigger」としての有力な團體を得たこととなる。積極的な活動力を藏し、統一的な政策を持たした都市が、商業場裡に臨むこととなれば、商を營みとする者も個人としての商人といふよりは市民としての商人として觀念せらるゝこととなる。十三世紀以降中世後期の商業の特色はまさにこの點からも窺ひ得るわけである。而して以上見來つたリューベック市の成立史は、かゝる時代の轉換を比較的短年月の間に體驗した代表的な都市の記録であるとも考へられよう。

西歐羅巴殊に獨逸の地に、かうした都市自治體の成立を見つゝあつた丁度その頃、東南歐羅巴の地方は異教徒の侵入・蜂起に惱まされた。その最も注目すべきは蒙古族の侵入と彼等による欽察汗國の建國である。かゝる政治的變革に禍されて、古くよりヴォルガ・ドニエプル兩河地方より北路バルト海の沿岸に通商路を持つてゐたアラビヤ人を中心とする東方商人達はその通路を遮斷せられ、大きな打撃を蒙つたと思はれる。この事情が、また逆にいへば、バルト海の商業を組織ある都市の政策に支持せられた獨逸商人の獨占場と化するに好都合な情勢であつたと觀られぬであらうか。而してこゝに次の時代即ち歐州商業史上にいふ所謂「ハンザ時代」の展開が約されたものと考へる。敍上

の如き時代の動きを想ふ時、リュールベックの町が獨逸ハンザの盟主となり得たのも、決して偶然ではなかつた所以を感得し得らるゝであらう。

以上の敘述によつてわれわれは、リュールベック市の成立が獨逸都市の發展史上に占める意義の看過すべからざるを見たと同時に、各都市の持つ特色はそれぞれその成立の特殊の事情を明かにするところより窺はれなくてはならぬことを知り得た。リュールベック市の持つ特色が、如何に多くその成立の政治史的事情に依存してゐたかを想ふ時、益々この感を深ふする次第である。併し乍ら、われわれの最初の問題は單にリュールベックてふ一都市の成立を明かにするところに存したのではなかつた。この解明を通じて獨逸都市一般が歐羅巴の他の都市に對して有つ特徴の一端をも窺ひ知らんと努めたわけである。然るにいま敘述の跡を顧みるに、この企てが必ずしも豫期の如く表はれ得なかつた憾を深ふすると共に、他方に於ては今更の如く獨逸中世都市の持つ問題の深く且つ廣きに驚かざるを得ない。従つて殘されたる諸問題はすべてわれわれ自らの後日の研究の課題となるであらう。

最後に一言すべきは、「中世都市」に對するわれわれの解釋が、余りに近世的に過ぎたかも知れぬといふ懸念である。併し乍ら、當時の都市はその實、極めて小規模のものであり、中世後期に於てさへ、二萬五千の人口を有する町が獨逸最大の大都市であつた事情を想ふ時、われわれの述べ來つた「都市」の姿が彷彿として浮び來るであらう。

(昭和十年六月二十八日)

(附記) 本稿を草するに當り、常に懇切なる御教示と御指導を賜つた上原專祿先生に對し、謹んで感謝の意を捧ぐ。